

大阪学院大学

国際学論集

第33巻第1・2号 2022年12月

論 説

SDGsの国内の動向と今後に関する一考察

..... 三輪 信哉—— 1

ミハイル・アレクサンドロヴィチ大公の日記（1916－1918）

..... 広野 好彦—— 31

会員業績..... 55

大阪学院大学国際学学会

SDGsの国内の動向と今後に関する一考察

三 輪 信 哉

A Study on Domestic Trends and the Future of the SDGs

MIWA NOBUYA

概 要

2030年を目標年とするSDGsについては様々な批判が行われている。しかしながら国連加盟国のすべてが参加し取り組むこの世界的な取り組みは、環境・社会・経済の分野で大きく浸透しつつある。これまで環境問題の領域では、常にひとつひとつ課題を解決し乗り越え今日まで来ている。同様に、日本政府ならびに経済界もともに取り組むSDGsの取り組みが、行政、企業、市民団体、一般市民に浸透し、それぞれの行動を見直す指標として深められるとき、大きな成果が得られることが予想される。ここではSDGsとはどのようなものかを述べたのち、日本政府の取り組み、経済界の動向を検討し、今後、さらなる進展に向けてのポイントを述べる。

ABSTRACT

Various criticisms have been made about the SDGs, which set 2030 as the target year. However, this global effort, involving all UN member states, has had a huge impact in the environmental, social and economic spheres. We have always solved and overcome each and every one of the environmental problems until today. Similarly, the SDGs, which the Japanese government and the business community are working on together, are expected to yield significant results when they penetrate the local governments, businesses, civic groups, and general public, and when they are used as indicators for reviewing their own actions. This paper describes what the SDGs are, then examines the efforts of the Japanese government and the trends in the business community, and discuss some points for further progress in the future.

目次

- 1 はじめに
- 2 私たちと世界のつながり
- 3 SDGsに関する世界の潮流
- 4 日本のSDGsの取り組み
- 5 産業界におけるSDGsの潮流
- 6 これからのSDGsを考えるにあたって
- 7 おわりに

Table of contents

1. Introduction
2. Our connection to the world
3. Global trends related to SDGs
4. SDGs Initiatives in Japan
5. Trends of SDGs in Industry
6. Thinking about the future SDGs
7. Conclusion

1 はじめに

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、今や日常生活の中でも様々に触れるようになり、知られるようになってきた。たとえば鉄道会社が、自社がSDGsに取り組んでいることを示すために、各車両にSDGsの17のゴールを示すマークを貼ったり、中釣り広告に示すなど、大小さまざまな企業が取り組むようになってきた。またSDGsに関する多数のサイトも気軽に見るできるようになってきた。かたや大所高所に立ったSDGsを批判する意見も多くみられる（注1）。

本稿では、私たちの身近な、また地域、地球規模の環境や社会・経済の現状をよりよいものへと向けていくための枠組みとして生み出されたSDGsについて、私たちが世界の環境・社会・経済とつながっていることについて触れ、その後、SDGsが生まれてきた経緯と現在の動向、日本のSDGsの取り組み、今後のSDGsの可能性について述べてみたい。

2 私たちと世界のつながり

私たちは消費生活を続けるなかで、日用品を自分に合うものかどうか、価格はどうかと何気なく検討し、買い求め、使い、用をなさなくなった段階で捨てる。しかし、それらの品物が、どこでどのような状況で生産され、買いもとめる店舗に届いているかを気にとめることはない。

スーパーでバナナを買うとする。そこには包装詰めされたバナナが数種販売されている。たとえば2022年10月下旬、ある大阪市内のスーパーで三種のバナナが販売されていた（表1）。

これらの内一つ選び購入する場合、消費者は、包装の華やかさにひかれたり、環境に優しいかどうか、健康によいかどうか、自分が食べる頻度に適しているか、全体の値段は、一本当たりの値段は、100g当たりの値段は、と個人が重視する観点で選んでいく。子細に吟味する人にとってはGABA表示をみて健康によいと判断する。環境に関心のある人は環境認証マーク、無農薬・有機農業の表示などが目につくかもしれない。しかし

表1 バナナの生産企業による産地、値段、重量の比較

企業	①スミフル社	②スミフル社	③田辺農園
商品名	ゴールドプレミアム甘熟王	熟撰おいしいバナナ	田辺農園
内 容	4本入り280円	4本入り100円	1本入り118円
産 地	フィリピン産	エクアドル産	エクアドル産
表 示	GABA	特になし	レインフォレスト アライアンス認証 マーク バイオマスマーク
1本あたり	70円、199g	25円、110g	118円、204g
100g当たり	35.2円	22.7円	57.8円

生産国まで関心を持つ人は少ないだろう。

日本は、現在年間約110万トン（2021年輸入量1,109,356トン）を輸入しており、国民一人当たり年間約9kgとなる。バナナは99.9%が輸入で、輸入果物の約6割を占める。また産地では、2021年財務省貿易統計によれば、フィリピン産が全体の76.1%、次いでエクアドル産が12.3%で、これらが9割近くを占める（文献3）。その他、メキシコ、グアテマラ、ベトナムなどから輸入されている。ちなみに、エクアドルから日本まで船便で40日程度、またフィリピンから2週間程度かかる。

私たちに見えているのはスーパーに並んでいるバナナではあるが、その産地から消費地までの流れをたどると次のような世界が見えてくる。

日本のスーパーでは、様々なサプライチェーンを経てバナナが販売されている。大手企業がフィリピンの小規模農家から土地を15年契約で借り上げ、広大なバナナ農園を作る。農家はそこで小作として働き賃金を得る。そうした農家では収入が少なく、子供を学校に出すこともできないケースもあり、また、バナナへの農薬の空中散布により、飲み水や河川が汚染されるなど、健康への影響も知られている。現地工場では、バナナを洗浄するために大量の水を必要とし、規格外のバナナは廃棄される。多数の工場や商社間の競争により、農家の収入が限られたものにならざるを得ない。

スーパー間でも価格競争は熾烈である。またバナナの黒い斑点（シュガースポット）はバナナの糖度が増している証だが、それを消費者が敬遠するため、食べられるのに大量に廃棄される（文献4）。食品ロスが問題とされるとき、そうした消費者の無自覚の行動が大量の食品廃棄物を生み出している。

ファストファッション、ファストフードなど、グローバルな生産の展開により、生産国での様々な環境問題や労働や教育などの社会問題、低賃金労働などの経済問題が指摘されている。しかし、我々の日常と遠隔の地での現状が意識されることはほとんどないのが現状であろう（注2）。

私たちが使うエネルギーも資源も、あるいは食料や商品も、ライフサイクル分析で示されるように、資源採取、輸送、加工、製造、販売、使用、廃棄と、各段階で、環境から取り入れる資源、エネルギー、また環境中へ廃棄する排気ガスや排水など、環境へ様々な負荷を与えている。同様に、それぞれの商品のライフサイクルの各段階で、社会や経済と密接に関係する。

地球環境への負荷は、世界人口と一人当たりの二酸化炭素排出量の積で表されると言え、2022年11月に80億人を突破した世界人口は2080年に104億人のピークへと、これからも増加の一途をたどり、今後も続くであろう経済成長により一人当たりの環境への負荷も大きくなる。それとともに、遠隔の地の社会や経済への負の影響も大きく関係する。

3 SDGsに関する世界の潮流

すでに多くで語られているが、ここで国連のSDGsが生まれるまでの経緯について述べておきたい。結論から言えば、国連の二つの流れ、すなわち、地球環境問題に対する流れと途上国問題に対する流れが統合されてSDGsとして結実したと言える。

地球環境問題に関して、1987年に「国連環境と開発に関する世界委員会」の報告書「Our Common Future」の中で、「持続可能な開発」が提示された。すなわち「将来の世代の欲求を満たしつつ、現代の世代の欲求も

満足させるような開発」とされ、環境と開発が共存しうるもので、環境保全を考慮した節度ある開発が重要との考え方が提示された。様々な経済開発によって自然生態系が破壊され、ひいては地域社会の存続が危ぶまれるような事象を対象に生み出された言葉である。

その後、1992年にはブラジルで「国連環境開発会議」（地球サミット）が開催され、世界的規模で深刻化する様々な種類の地球環境問題に対処すべく、環境分野での国際的な取り組みとして、行動計画「アジェンダ21」が採択され、気候変動枠組条約、生物多様性条約が出来た。またその後、2012年には「リオ+20」が行われ、アジェンダ21のフォローアップが行われた（文献9）。

以上のような地球環境を対象とした流れとは別に、国連は貧困や教育などの途上国問題に対処するため、国連開発計画を中心に長らく取り組んできた。そして2001年には「国連ミレニアム開発目標（MDGs）」が採択された。これは1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標と、2000年採択の「国連ミレニアム宣言」とを統合したものである。

MDGsでは、2001年から2015年の開発目標として8つの目標、①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯を掲げた。国際社会はこれらに組み、極度の貧困の半減やHIV・マラリア対策などは達成したが、乳幼児や妊産婦死亡率の削減などが未達成であり、特にサブサハラアフリカの達成に遅れが生じた。また、先進国の専門家による途上国向けの目標とも受け取られた（文献10）。

これらの環境と開発を統合する形で、2015年、国連70周年の年に「国連持続可能な開発サミット」において「2030アジェンダ」が国連加盟の193か国の全会一致で採択された（文献11）（文献12）。

これはMDGsの後継として、2016年から2030年の15年間で達成するための目標として掲げられたものである。周知のように、この中で示された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17の目標と達成すべき数値目標である169のターゲット、そして231の指標よりなる（注3）。上述のように、環境と開発を統合しており、環境汚染や貧困などのあらゆる問題を解決するための国際目標である（注4）。

その特徴として、①普遍性（先進国、途上国すべての国の行動）、②包摂性（人間の安全保障の理念を反映）、③参加型（すべてのステークホルダーが担う）、④統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）、⑤透明性（定期的にフォローアップ）があげられる。そのスローガンとして「誰一人残さない」を掲げている。

様々な利害が対立する社会で、国連加盟国すべてが合意できたのは、このSDGsにはペナルティーが存在せず、また目標達成方法を設定しなかったことによる。他方、各国は、自発的国別レビュー（VNR：Voluntary National Review）の提出が義務づけられており、その結果を受けて、「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」で総括される。

ここにはいくつか特徴がみられる。ひとつには、目標13の気候変動に関しては、SDGsの策定時期がパリ会議と重なったために、ターゲットとしてはあげられているが、詳細はパリ協定の決定に従うこととしている（表2）。

また、当然だが、このSDGsには戦争や紛争は目標には入っていない。昨今のウクライナ戦争や各地で生じている紛争を見るにつけ、それらこそ

表2 SDGsの目標とターゲット：目標13「気候変動」

目標 13. 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

（*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。）

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

が最大のSDGsを破壊するものである。いかに社会・経済・環境を破壊し尽くすものであっても、合意が得られるはずもなく、扱われていない。

興味深いことに、国内の統計の公表をしてこなかった北朝鮮がVNRを公表した（注5）。それぞれの国が自身のVNRを公表することで、他国からの支援を受ける一助としたり、また先進国・途上国を問わず、自国の改善に目を向けることは有意義と言えよう。

また統合的レビューである「持続可能な開発2021年報告書」を見ると（文献15）、VNRを提出した165か国の内、総合点では上位20か国の内、14位のクロアチアを除くすべての国がOECD加盟国であり、特に上位三位は北欧三国である。下位の国はアフリカの諸国である。日本は18位である。このことから17の目標を総合した場合には、社会・経済的な側面が際立って評価され、先進国が途上国の資源・エネルギーに依存しており、生態系をはじめ地球環境への負荷をかけていることは適切には反映されていないと言える。

2021年報告書によれば、図1に示すように、2015年以降の世界全体でのSDGsの進展状況では、大きく改善されたのは、⑨「イノベーション」で

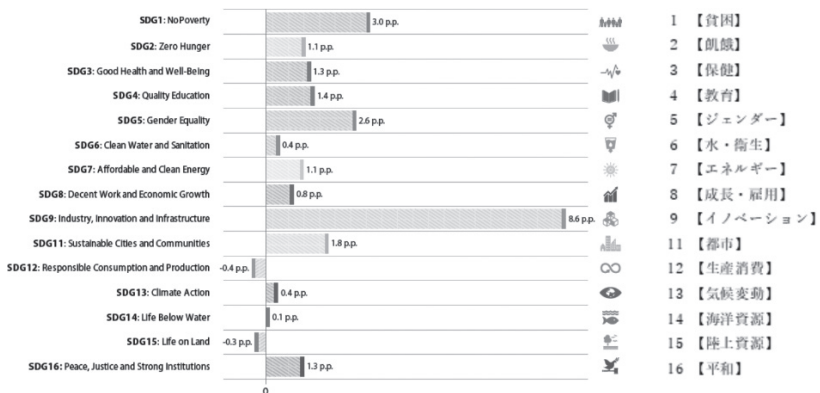


図1 2015年以降の世界全体でのSDGsの進展状況（%ポイント）

出典 Progress in the world for each SG since 2015 in percentage points, Sustainable Development Report 2021, p.19.（文献15）

8.6ポイント、次いで①「貧困」で3.0ポイント、⑤「ジェンダー」で2.6ポイント、⑪「都市」で1.8ポイントの改善がみられる。逆に⑬「気候変動」、⑭「海洋資源」、⑮「陸上資源」については改善がほぼ見られないか、マイナスである。

2021年報告書では国別に見開きでSDGsの実態が示され、世界の順位、ゴールごとの点数、また達成状況と動向、ターゲットごとの点数が示されている。日本についてみれば、図2のように記載されている。

図3に見るように、日本の「最大の課題」は⑤ジェンダー、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑰実施手段の5つの目標となっている。⑰の実施手段については改善がみられるが、⑮の陸上資源については悪化しているとしている。また「達成」出来ているものは、④教育、⑨イノベーション、⑯平和である（注6）。

目標、ターゲットを点数化することで、SDGsから見て、現状、改善すべき方向が見えてきて、今後の政策に対する知見を提供しているとも言えよう。

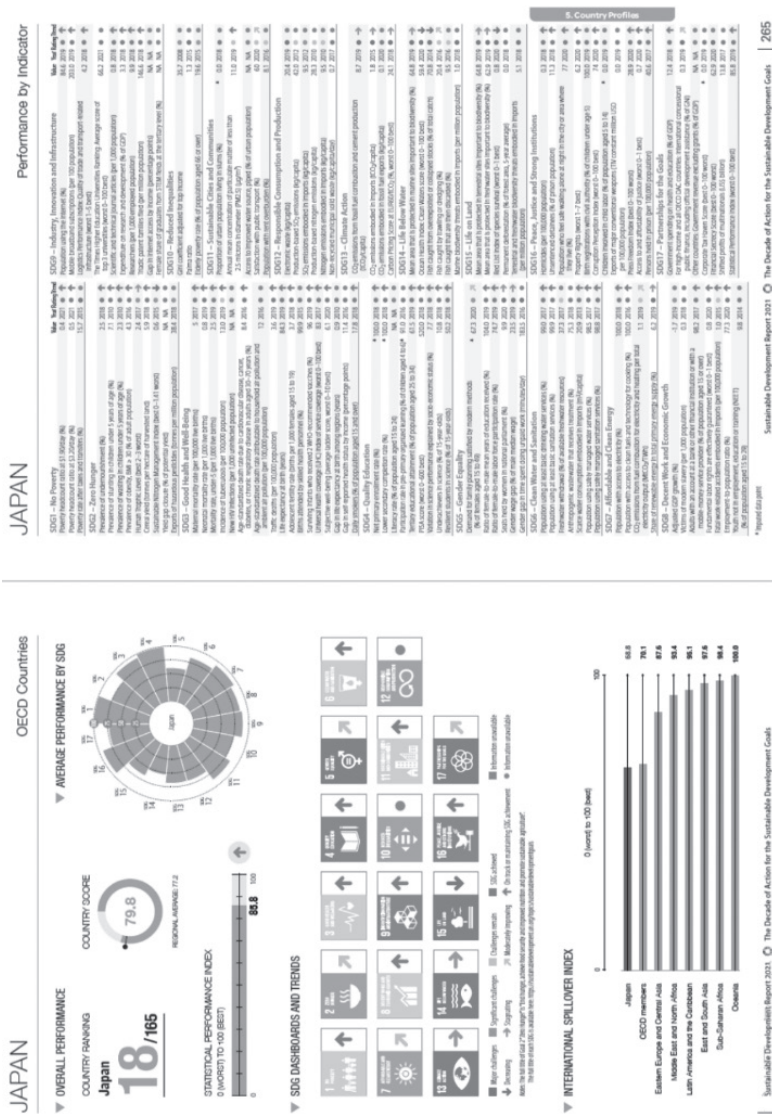


図2 日本のSDGsの現状（2021）

出典 Sustainable Development Report 2021,pp.264-265. (文献15)

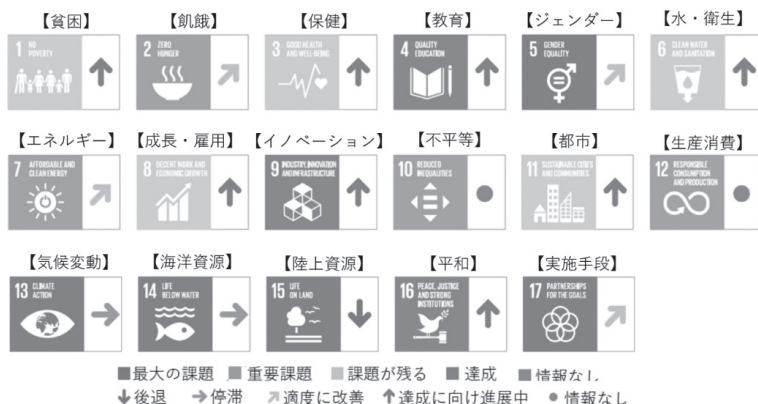


図3 日本のSDGsの現状と傾向

出典 Sustainable Development Report 2021, p.264 (文献15)

4 日本のSDGsの取り組み

政府は、国連で2015年に採択された2030アジェンダを受けて、2016年より具体的な取り組みを始めた。政府のSDGsに関する政策の枠組みを図4に示す（文献17）、（文献18）。

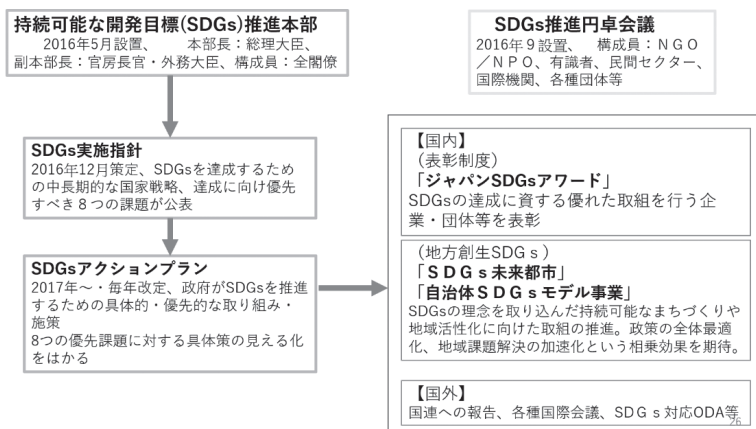


図4 日本のSDGsの政策の枠組み

政府は2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置した。これは総理大臣を本部長、官房長官と外務大臣を副本部長に、そして閣僚全員を構成員とする。また、推進本部は2016年9月に「SDGs円卓会議」を設置した。この会議はNGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体の代表者により構成される。これらの組織のもと、推進本部は、政府がSDGsを達成するための中長期的な国家戦略としてSDGs国家指針を策定し、達成に向け優先すべき8つの課題を公表した（表3）（文献17）（文献18）。

この国家指針のもと、2017年より毎年SDGsアクションプランが改定され、政府がSDGsを推進するための具体的、優先的な取り組み、施策を行う。アクションプランのもと、8つの優先課題に対して国内、国外の施策を実施する。国内の施策は、表彰制度である「ジャパンSDGsアワード」で、優れた取り組みを行う企業や団体などを表彰する。今ひとつは、自治体での取り組みを促進するための「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」である。毎年、応募する自治体の中から、選定基準に達した自治体を未来都市として選定するとともに、その中から推奨すべき事業にはモデル事業として補助金を与える（注7）。

また国外向けには国連への報告、各種国際会議、SDGs対応ODAなどがある。

表3 日本が国内外に発信する、SDGs達成のための「8つの優先課題」

People 人間：感染症対策と未来の基盤づくり

- (1)あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- (2)健康・長寿の達成

Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環

- (3)成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

Planet 地球：地球の未来への貢献

- (4)持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- (5)省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- (6)生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

Peace 平和：普遍的価値の遵守

- (7)平和と安全・安心社会の実現

Partnership パートナーシップ：絆の力を呼び起こす

- (8)SDGs実施推進の体制と手段

「SDGs未来都市」は毎年30都市前後が採択され、優れた取り組みを提案する自治体を選定し、「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」により支援が行われる。また「自治体SDGsモデル都市」は、30都市の中から10都市が選定され、先導的取り組みを行う都市を選定し、資金的に国が支援する。

表4に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」のうち、2018年から21年までの4年間で選定された関西圏の都市を示す。それぞれの自治体の事業のテーマも併せて記しているが、SDGsのもとで、さまざまなテーマがあげられていることがわかる。

「自治体SDGsモデル事業」の一例として、選定された富田林市の事業を図5に示す。

富田林市では「富田林発! 「商助」によるいのち輝く未来社会の実現プロジェクト」をテーマとしている。富田林市産官学医包括連携協定をもとに、市、大学、医師会、企業が連携して民間主体による有償型健康事業を立ち上げ、あわせて、低炭素化推進、環境意識醸成も同時にはかるなど、環境・社会・経済の側面でSDGsに関わり、市全体を改善することを目指

表4 近畿圏のSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業事例

2018年（29都市）
大阪府堺市「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」
奈良県十津川村「持続可能な森林保全及び観光振興による十津川村SDGsモデル構想」
2019年（31都市）
滋賀県「世界から選ばれる「三方よし・未来よし」の滋賀の実現」
京都府舞鶴市★「便利な田舎暮らし『ヒト、モノ、情報、あらゆる資源がつながる“未来の舞鶴”」
奈良県生駒市「世界に生駒市 SDGs未来都市計画」
奈良県三郷町「世界に誇る!!人にもまちにもレジリエンスなスマートシティ SANGOの実現」
奈良県広陵町「広陵町産業振興機構（なりわい）」の産官学民連携による安心・安全で住み続けたいくなるまちづくり」
和歌山県和歌山市「持続可能な海社会を実現するリノベーション先進都市」
2020年（33都市）
滋賀県湖南市「さりげない支えあいのまちづくり、こなんSDGs未来都市の実現【湖南市版シュタットベルゲ構想】」
京都府亀岡市★「かめおか霧の芸術祭」×X～持続可能性を生み出すイノベーションハブ～」
大阪府大阪市★「2025大阪・関西万博をインパクトとした「SDGs先進都市」の実現に向けて」
大阪府豊中市「とよなかSDGs未来都市～明日がもっと楽しみなまち～」
大阪府富田林市★「SDGsを共通言語としたマルチパートナーシップによる“富田林版”いのち輝く未来と社会のデザイン」
兵庫県明石市、SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～
2021年（31都市）
京都府京都市★「千年の都・京都発! SDGsとレジリエンスの融合、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市を目指して」
京都府京丹後市「京丹後市SDGs推進計画～豊かな自然環境と多彩な産業、先端技術が調和した、誰一人置き去りにされない、だれもが幸福実感にあふれるまちの実現」
大阪府能勢町「地域資源が循環する里山未来都市の実現」
兵庫県姫路市「世界をつなぐSDGs推進都市めじの夢」
兵庫県西脇市「人輝き未来広がるSDGs田園協奏未来都市にしわき」

出典 文献20

注 ★印は「自治体SDGsモデル事業」

している。以上は一例ではあるが、行政だけではできない取り組みに事業者、大学との連携を含めてステークホルダーを重視した事業を推進しようとしている。

一般に各市が持つ総合計画では、ツリー状の構成で、理念、分野別目標、分野別具体的事業と下ろしていく構造になっている。それゆえ縦割りになりがちで、横断的な取り組みができにくく、行政外のステークホルダーとの連携を持ちにくい。SDGsの視点を入れることで、これらの欠点を補うものである。対して、SDGsでステークホルダーが相互に連携しあいながら自治体の活性化につなげようとするとき、責任主体がどこにあるのかが見えにくく、永続的に動いていくかどうかが懸念される。数年間は



図5 富田林市、自治体SDGsモデル事業（2020年）

出典 文献20

注 富田林市は、面積39.72km²、総人口106,919人（2022年11月1日）で、人口のピークは平成14年で人口126,400人であった。

事業が動いても、それが一時的な動きに終わらないか、大きな課題だと思われる。

次にSDGsを先進的に取り組む企業、団体などを表彰する「ジャパンSDGsアワード」について述べる。

SDGs達成に向けて優れた取組みを行う、国内に拠点のある企業や団体を表彰する。毎年、SDGs推進本部長賞1件、副本部長賞4件程度が選定され、8月応募で12月に表彰される（注8）。

その一例として2021年12月の第5回「ジャパンSDGsアワード」で本部長賞を与えられた「株式会社ユーグレナ（東京都港区）」の事業内容を図6に示す（文献22）。この事業では、ロヒンギャ救済と貧農の経済状況を企業のもつ技術やノウハウの提供によって、環境・経済・社会面において統合的な向上をはかることを目指している。

この企業は、もともとユーグレナ（微細藻類、ミドリムシ）を活用した健康食品を製造・販売する企業として2005年に創業した。受賞対象の事業では、バングラデシュの貧困農家に緑豆栽培を指導し、それを買取るこ

本部長賞
(内閣総理大臣)

株式会社ユーグレナ（東京都港区）
 2つの重要課題を同時に解決→バングラデシュにおける貧困農家の収入増と難民への食糧支援を実現

【取組内容】

- ・バングラデシュの貧困農家に高品質な緑豆の栽培ノウハウを伝授し、収穫した緑豆を市場価格より高い価格で農家から購入することで雇用創出と所得増に貢献。
- ・購入した緑豆の半分は日本に輸出し、残り半分は現地の貧困層に原価で販売。収益をベースにした継続的かつ自立的な支援体制を確立。
- ・国連世界食糧計画（WFP）と連携し、本事業で得たノウハウを活用してミャンマー・ラカイン州からの避難民（いわゆる「ロヒンギャ」難民）への食糧供給、現地貧困農家への栽培指導、作物の購入を実施し、難民キャンプ近隣の小規模農家2,000人を雇用。2年間で3万人の難民に1年半分に相当する食料（緑豆）を供給。地産地消による新鮮な作物の提供と運送費の大幅削減を実現。

【評価ポイント】

- ・「ロヒンギャ」難民という事業展開しにくい課題・地域において、持続的な経営でインパクトを創出。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）	
普遍性	「ロヒンギャ」難民支援を官民連携で実践した初の案件として、新たな国際支援のロールモデルとなり得る。
包摂性	現地貧困農家の所得増や「ロヒンギャ」難民への食料供給を通して「誰一人取り残さない」理念を体現。
参画型	「ロヒンギャ」難民を支援対象に、現地小規模農家やWFP、現地農作物トレーダー等と積極的な協業を展開。
統合性	効率的かつ生産性の高い農業技術を導入するとともに収益性も確保することで貧困農家の所得増と難民への食糧支援を同時に解決。
透明性と説明責任	HPにおいて活動を公表・紹介するとともに、WFPや国連開発計画（UNDP）を通じて社会へのメッセージを発信。





図6 第5回ジャパンSDGsアワード本部長賞、株式会社ユーグレナ
(2021年12月24日)

とで雇用を生み出し、ロヒンギャへ食料を供給するとともに、地産地消を展開するとしている。2021年には同社は定款に「持続可能な社会の実現を目指す」を加えて、企業そのものがSDGsを目指す。貧困問題、労働の場の創出、雇用、地産地消の促進など、多面的にSDGsに寄与するとしている。

なお、同年の表彰企業・団体は、本部長賞1件、副本部長賞5件、特別賞7件で、企業だけでなく、NPO法人や福祉法人、社団法人、市民団体、学校などさまざまな組織が受賞対象となっている。事業テーマも多様で、地域の認知症の人が活躍できるまちづくり、高校生による海洋プラスチックごみの回収・分析・啓発、生活協同組合によるエシカル消費に向けた商品開発・供給などがある。アワード評価基準の「普遍性」「包摂性」「参加型」「統合性」「透明性と説明責任」を満たすことや多様なステークホルダーの連携・協働を満たすものとしている。

5 産業界におけるSDGsの潮流

2030年を目標年とするSDGsに関して、「2016年世界経済年次フォーラム（スイス・ダボス）年次総会」で調査チームが立ち上げられた。同チームは多国籍企業CEO、学者、環境保護主義者、労働組合幹部、慈善家らによって構成され、貧困削減と持続可能な発展に向け、企業が主導的な役割を担うよう促すことを目的とする。同チームは2017年1月に「企業が国連の持続可能な開発目標（SDGs）を達成することで2030年までに少なくとも12兆ドルの経済価値がもたらされ、最大3億8,000万人の雇用が創出される可能性がある。それは2倍、3倍になる可能性もある」と発表した（注9）（文献23）。

このダボス調査の発表の年、2017年11月には日本経済団体連合会は、経団連会員企業が順守し、実践すべきガイダンス・ガイドラインとして「企業行動憲章（第8版）」を公表した（文献24）。その目次を表5に示す。同憲章は1991年に初めて、企業の責任ある行動原則として定められ、その後改訂を重ね、2017年に持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であるこ

表5 経団連企業行動憲章（第8版）目次

企業行動憲章の改訂の背景
第1章 持続可能な経済成長と社会的課題の解決
第2章 公正な事業慣行
第3章 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話
第4章 人権の尊重
第5章 消費者・顧客との信頼関係
第6章 働き方の改革、職場環境の充実
第7章 環境問題への取り組み
第8章 社会参画と発展への貢献
第9章 危機管理の徹底
第10章 経営トップの役割と本憲章の徹底

出典 文献24

とを認識し、後述の Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として、改訂された。経団連の会員企業は日本の代表的な企業であり、大企業自体の変革のみならず、グループ企業やサプライチェーンに対しても行動変革を促す効果もあり、裾野が広がることが期待される。

こうした企業をSDGsに向かわせる力として大きく働いているのがESG投資の世界的な潮流である。ESGとは環境Environment、社会Society、企業統治Governanceの頭文字をとったものである。投資家が投資の意思決定をする際に、企業経営をESGの三つの視点から評価することが重要との認識が広がったことによる。目に見える業績の価値だけでなく、環境や社会に対する取り組みや地域社会への貢献に優れている企業は、長期に企業価値を最大化する可能性が高いと判断されるため、機関投資家（個人投資家らの拠出した巨額の資金を有価証券などで運用・管理する法人）が重視するようになった。世界のESG投資残高は年々増え続け、2018年には30兆6,830億ドルに達する（文献25）（文献26）。

投資家のこのような潮流から、企業も好むと好まざるとにかかわらず、SDGsの潮流に押されていると言えるだろう。

前述の Society5.0について説明する。Society5.0は内閣府と経済界が一体

となって打ち出している日本の将来像の一つである。

内閣府によれば、社会は時代とともに質を変えてきており、1.0狩猟社会、2.0農耕社会、3.0工業社会、4.0情報社会を経てAIを中心とする社会に進化し、そのような社会をSociety 5.0としている。

そのような社会では、SDGsの17項目に対して、AI技術を始め様々な技術がそれぞれの課題を解決するとし、産業界がSDGsを目指して進化するとともに経済成長を遂げる。図7にそうした経団連のビジョンを示す（文献27）。

宇宙産業の中で生み出された技術が他の産業分野や民生分野にまで大きく影響をもたらした様に、日本のSDGs関連の技術開発が他国に勝り、経済競争に優位になることが期待されているようである。SDGsが日本の経済成長を導くとともに、途上国においても活用されていく、そのような意図があるように見受けられる。



出典 文献27

いずれにせよ、かつてISO14000シリーズが世界標準となり、ヨーロッパと取引する日本国内の大企業が、取得していなければヨーロッパ企業と取引ができなくなる、また国内大企業も、取引する国内中小企業に環境管理システムを要求する。同様にSDGs関連の技術開発や対策の波及効果が今後必然的に及んでいくと推察される。

6 これからのSDGsを考えるにあたって

ここまで述べてきたことをまとめてみたい。

SDGsは2030年までの目標として先進国のみならず途上国も含む国連加盟国すべてが合意したアジェンダである。17の目標、169のターゲットからなり、「誰一人残さない」を掲げてすべての国が取り組むことになっている。行動義務や罰則もなく、報告義務のみで、故にすべての国にとって参画のハードルは低い。いわば、通信簿のようなもので、17の目標のどれが低いか、達成できているかの評価指標を与えることになった。罰則がないことはどの国にとっても参加しやすい一方で、具体的進展に欠けるが、今や経済界もESG投資などの後押しもあり、参画せざるを得ないといった状況から、経済成長を促す方策ととらえられている。

また、すべてのステークホルダー、すなわち、市民、NGO/NPO、事業者、行政、教育機関、大学、各種団体が関係しており、個人、コミュニティ、各種組織、市町村、都道府県、国、国際、地球とあらゆるレベルでの広がりに対応している。

SDGsを脅かすもっともリスクの高い要因である紛争や戦争、独裁などについては含まれていない。この2030アジェンダ、すなわちSDGsはあと8年間の取り組みとなるが、1980年代から世界的に使われてきた「持続可能な開発」概念が中心であり、SDGsの名称は変わるかもしれないが、その概念は2030年以降も継承されていくと考えられる。

今後、加速度的にSDGsの認知度は高まるとともに、国内の教育分野もSDGsを重視しているため（注10）、若者層ではさらにSDGsが常識となり、SDGsと若年層との親和性は高いと言えよう。また、SDGsやESGに

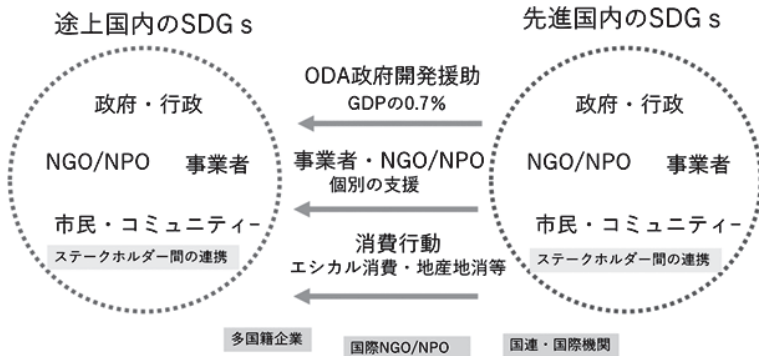


図8 SDGsと国内、国際の関係

疎い企業は、ステークホルダーが離れていく可能性もある。

SDGsと国内、国際の関係を図8に示す。

SDGsとしてまとめられている目標やターゲットは、その国のSDGsの側面の現状と進展度を評価するためのいわば評価指標ともいえる。先進国も途上国もそれぞれが自国のSDGsのレベルを指標によって評価することで、現状に対する進展度を評価することができる。また、個人や事業者、行政など、それぞれの主体自身が評価指標によって自己を改善・進展させていくことも求められる。

また、それぞれの国内で、様々なレベル（日本で言えば、自治体、都道府県、国など）で、様々なステークホルダー（行政、NGO/NPO、事業者、市民、コミュニティなど）が協働することで進展させていくことが求められる。

他方、先進国は途上国に対して、国が政府開発援助によって支援することや（注11）、事業者やNGO/NPOが個別に支援をすることも行われる。さらに国の枠を超えて、国連や国際機関、多国籍企業、国際NGO/NPOのSDGsに関連する取り組みも行われる。

このような地球的な視点とともに、我々も一市民として、日々の消費行動の中で、SDGsを思い起こし、行動化することが重要である。

本稿の冒頭で、我々が日常的に食するバナナが生産国の生産者や労働

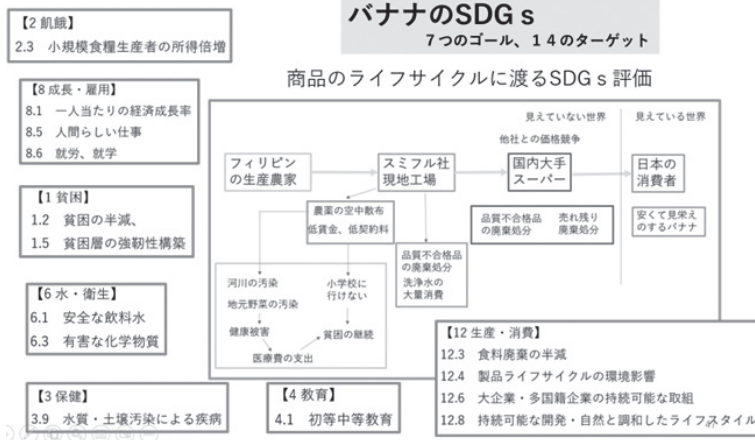


図9 バナナの消費とSDGsの関係

者、住民に対して、環境・社会・経済の側面において、大きな影響を及ぼしていることを述べた。ここで、再度、バナナの生産と消費について、商品であるバナナのライフサイクルに渡ってSDGsとの関係を図示すれば、図9として示すことができる。我々の消費行動が、途上国では、「1 貧困」「2 飢餓」「3 保健」「4 教育」「6 水・衛生」「8 成長・雇用」「12 生産・消費」と深く関係していることがわかる。

このように記述し可視化することで、即座に途上国の環境・社会・経済が改善するとはいいいがたいが、現地の生産事業者、行政担当者、先進国のスーパー、事業者、市民が自覚し、改善するためのツールともなり得るだろう。すでにエシカル消費という言葉が定着しつつあるが、先進国の消費者や事業者がさらに意識する手立てとしてSDGsが有効であると言えよう。

7 おわりに

本論の冒頭における注1に述べたように、SDGsを巡っては様々な批判がある。それらの高い視点からの批判も可能ではあるが、策定過程で国連加盟国がすべて参加して議論を重ね到達したアジェンダである。

SDGsは最初に述べたように、「Transforming Our World（我々の世界を変革する）：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が正式な報告書名である。ここで「我々の世界を変革する」とあるが、「誰が」「何を」「どこで」「どのように」変革するのか。具体的に言えば、「私が」「私自身の行動を」「SDGsを考えて」変革する、また、「私たちが」「私たちの所属する組織を」「SDGsを考えて」変革する、というように、主語はあくまでも一人称であるべきである。

経済界がグリーンウォッシュ（環境に配慮しているように見せかけて環境意識の高い消費者に誤解を与える）との批判にさらされる中、今後とも時間をかけて企業はSDGsを重視した取り組みをせざるを得ず、また学校教育の中でも今後さらに教えられ、SDGsに意識の高い世代が登場していく。

一人ひとりの行動、一企業の行動は小さくとも、環境・社会・経済の全体で、こうした取り組みが広がることは必至の状況である。また1980年代から使われ始めた「持続可能な開発」も、定義を巡って議論は続くと考えられるが、すでに40年近く使われ続けており、2030年以降もこうした取り組みは継承され続けるのではないだろうか。今後の動向を見続けて行きたい。

最後に、このテーマで執筆するもととなった機会を与えて頂いた一般社団法人・たかつき環境市民会議に感謝の意を表したい（注12）。

注

- 1) たとえば、「SDGsの用語で本来相容れない「開発」と「持続可能性」を一つにまとめている」「企業が自身のもたらす環境負荷には目を瞑ったまま環境貢献していると宣伝する」「西洋の価値観を押し付けて西欧主導の枠組みで覇権をねらう」「地球環境への取り返しのつかない影響にSDGsは効果がないばかりか抜本的対策を遅らせることになる」などの批判がなされている（文献1）（文献2）。
- 2) 現代の環境問題として、衣料廃棄物問題、食品廃棄物問題、海洋プラスチック問題、地球温暖化問題が取り上げられる。

日本における年間の衣料の廃棄量の総量は50万8,000トンで、一日あたり約1,300トンに上る。総量の内、再資源化されるのは5%程度で、大半は可燃ごみ、不燃ごみとして処理・処分される（文献5）。

食品ロスに関しては日本の食品ロスの総量は2020年には年間約500万トンで、家庭から247万トン、事業者から約275万トンが廃棄される。これは国連世界食糧計画による食糧支援量約420万トンの1.2倍に上るとされる（文献6）。

海洋プラスチック問題では、既に世界の海に存在しているプラごみは合計1億5,000万トンで、年間800万トン（1日あたり10トントラック2,200台分）が新たに流入し、2050年には「海洋プラスチックごみの量が海にいる魚の量を上回る」と予測されている（文献7）。

地球温暖化問題については、日本人一人当たりの二酸化炭素排出量は8.94トン、世界平均では4.79トンで、温暖化は今後早まり、20年以内に1.5度上昇すると予測（IPCC）されている（文献8）。

3) これもすでに周知のことだが、SDGsの目標は次の17である。①「貧困」貧困をなくそう、②「飢餓」飢餓をゼロに、③「保健」すべての人に健康と福祉を、④「教育」質の高い教育をみんなに、⑤「ジェンダー」ジェンダー平等を実現しよう、⑥「水・衛生」安全な水とトイレを世界中に、⑦「エネルギー」エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、⑧「成長・雇用」働きがいも経済成長も、⑨「イノベーション」産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩「不平等」人や国の不平等をなくそう、⑪「都市」住み続けられるまちづくりを、⑫「生産消費」つくる責任、使う責任、⑬「気候変動」気候変動に具体的な対策を、⑭「海洋資源」海の豊かさを守ろう、⑮「陸上資源」陸の豊かさを守ろう、⑯「平和」平和と公正をすべての人に、⑰「実施手段」パートナーシップで目標を達成しよう。これらの下に169のターゲットが書かれ、目標1つに対してほぼ10のターゲットが示されている。

4) 文献12の2030アジェンダ・外務省日本語仮訳では、全文で約4万字、目標とターゲットの部分だけでも1万4,000字である。全文を読むのは相当の努力が必要だろう。17色の目標のアイコンを目にすることは多い

が、実際には詳細に内容まで読みこまれることは皆無だろう。

- 5) 北朝鮮が2021年6月に国連に提出したVNRでは、それまで数値が国外にでることがあまりなかった北朝鮮が、実態を反映する数値を公表している。たとえば2018年の食糧生産量は過去10年間で最低であり、自然災害と回復力の弱さ、農業資材の不足、機械化の低さを理由として挙げている。またエネルギー問題は深刻で、電気やガスなどを利用する人口は全国平均で10.3%で、都市部で15.8%、農村部では1.5%で、都市部でも大半が調理や暖房に石炭を使用し、農村部では薪や農業副産物に依存するとしている。このような窮状は毎年生じる自然災害に加えコロナ禍を原因とするが、国連決議に基づく経済制裁や経済封鎖がSDGs達成に悪影響を及ぼすとしている（文献13）（文献14）。
- 6) 詳細なターゲットでみた場合に、「最大の課題」として、「相対的貧困率」、「女性国会議員の数」、「賃金のジェンダーギャップ」、「無償労働に費やす時間のジェンダーギャップ」、「再生可能エネルギーの割合」、「パルマ比率（上位10%の所得層の所得と下位40%の所得の比率）」、「化石燃料の燃焼とセメント生産によるCO₂排出」、「輸入に伴うCO₂排出」、「EUR60/t-CO₂の炭素価格スコア」、「電子廃棄物」、「海の健全性」、「乱獲などによる漁獲量、生物多様性の保全に重要な海域・陸地・淡水の平均保護面積」、「レッドリストに掲載されている種の存続」、「輸入品に伴う海・陸・淡水の生物多様性への脅威」、「ODA（政府開発援助）などの国際譲許的融資」、「金融秘密」があげられる（文献15）（文献16）。
- 7) SDGs未来都市の選定基準は大きくは4項目である。1）将来ビジョン（①地域の実態、②2030年のあるべき姿、③その実現に向けた優先的なゴール、ターゲット）、2）自治体SDGsの推進に資する取り組み（①自治体SDGsに資する取り組み、②情報発信、③普及展開性）、3）推進体制（①各種計画への反映、②行政内部の執行体制、③ステークホルダーとの連携、④自立的好循環の形成へ向けた制度の構築など）4）自治体SDGs取り組み実現可能性、である。

ここでのステークホルダーとは、域内外（住民、企業、金融機関、教

- 育・研究機関、NPO等)、自治体間、国際間などである(文献19)。
- 8) アワードの評価基準は、1) 普遍性(①幅広くロールモデルとなり得る、②国際目標達成に向けた努力、③我が国自身の繁栄を支えるもの)、2) 包摂性(①「誰一人取り残さない」の理念、②多様性の視点、③ジェンダー主流化の視点)、3) 参画型(①脆弱な立場に置かれた人々を対象に含む、②自らが当事者となって主体的に参加、③様々なステークホルダーを巻き込む)、4) 統合性(①経済・社会・環境の相互関連性・相乗効果を重視、②統合的解決の視点、③異なる優先課題を有機的に連動)、5) 透明性と説明責任(①定期的な自己評価、②自社・団体の取り組みを公表、③取り組みの継続的な修正・改善)(文献21)。
- 9) 2019年の世界全体の名目GDP総額は87兆7,346ドルと推計される。また2019年の世界人口は77億4,300万人であった。GDPにして約14%、人口に対して約5%の雇用となる。
- 10) 学習指導要領は10年ごとに改定され、2020年度に小学校、21年度中学校、22年度に高等学校の指導要領が改定された。新学習指導要領では初めて前文が付され、「持続可能な社会の創り手」や「社会にひらかれた教育課程」などのキーワードが取り入れられ、他者との協働によるよりよい社会の創造が強調された。各教科の指導要領内にも「持続可能」というキーワードが、中学校で24個(2008年版4個)、高等学校77個(2009年版17個)と多用されるようになった(文献28)。
- 11) 2030年アジェンダでは、先進国はそのGDPの0.7%をODAとして拠出することを求めているが、OECDの開発援助委員会加盟諸国が提供する政府開発援助の総額は、目標の半分未満にとどまっている(文献29)。
- 12) 本稿は、たかつき環境市民会議・20周年記念講演会、「持続可能な社会に向けて、私たちが今何ができるか」(2022年12月10日、高槻市役所総合センター)をもとにまとめた。

文 献

- 1) 池田清彦『SDGsの大嘘』宝島社新書, 2022.5.27, 192p
- 2) 斎藤幸平『人新世の「資本論」』集英社新書, 2020.9.17, 384p

- 3) バナナ大学「バナナの貿易額」
<https://www.banana.co.jp/basic-knowledge/trade/>（2022.10.15参照）
- 4) 石井正子「おいしいバナナのまずい問題～生産地フィリピンで起こっている人権侵害」『国際人権ひろば』, No.156（2021年3月発行号）
- 5) 織 朱實「衣料廃棄物について考える」国民生活, 2021.4.
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202104_06.pdf（2022.10.20参照）
- 6) 環境省「食品ロスポータルサイト：消費者向け情報」
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html#EN1>（2022.10.20参照）
- 7) WWF ジャパン「海洋プラスチック問題について」2018.10.26.
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3776.html>（2022.10.20参照）
- 8) GraphToChart「日本の1人当たりのCO2排出量（推移と比較グラフ）」
<https://graphtochart.com/environment/japan-co2-emissions-metric-tons-per-capita.php>（2022.10.20参照）
- 9) 外務省「地球環境 持続可能な開発（Sustainable Development）」2015.02.04.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html>（2022.11.01参照）
- 10) 外務省「ミレニアム開発目標（MDGs）とポスト2015年開発アジェンダ」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/13_hakusho/mdgs.html（2022.11.01参照）
- 11) United Nations, Transforming Our World: The 2030 Agenda For Sustainable Development (A/RES/70/1),
<https://sdgs.un.org/sites/default/files/publications/21252030%20Agenda%20for%20Sustainable%20Development%20web.pdf>（2022.09.21参照）
- 12) 「Transforming Our World（我々の世界を変革する）：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015.9.25、第70回国連総会採択）（外務省仮訳）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>（2022.09.21参照）
- 13) 西田省二「北朝鮮の一人当たり GDP は世界177位－伏せてきた“国の

- 数字”を金正恩氏が明かしたわけ」Yahooニュース． 2021.09.06
<https://news.yahoo.co.jp/byline/nishiokashoji/20210906-00256816> （2022.12.05参照）
- 14) Yang Moo-jin, North Korea's VNR Report, The Korea Times, 2021.08.16
https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2021/08/790_313833.html?fl
（2022.12.05参照）
- 15) Sachs, Jeffrey D.; Kroll, Christian.; Lafortune, Guillaume.; Fuller, Grayson.; Woelm, Finn. : Sustainable Development Report 2021 The Decade of Action for the Sustainable Development Goal, Cambridge University Press, 2021, 505p
- 16) 小松遥香「SDGs達成度ランキング、日本は18位：「行動の10年」世界は具体的な行動と投資の加速を」サステナブル・ブランド ジャパン． 2021.06.16.
https://www.sustainablebrands.jp/article/story/detail/1203005_1534.html
（2022.09.21参照）
- 17) 首相官邸「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html> （2022.10.18参照）
- 18) 外務省「SDGs達成に向けた分野別取組」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html> （2022.10.28参照）
- 19) 内閣府地方創生推進事務局「2022年度SDGs未来都市選定基準（評価項目と評価・採点方法）」
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/teian/2022sdgs_pdf/12_sennteikijunn.pdf （2022.10.28参照）
- 20) 内閣府「地方創生SDGs・「環境未来都市」構想・広域連携SDGsモデル事業」
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html> （2022.10.24参照）
- 21) SDGs推進本部幹事会「令和元年度「ジャパンSDGsアワード」の具体的実施方法について」（2019.06.14）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000504201.pdf> （2022.10.24参照）

-
- 22) 外務省「第5回ジャパンSDGsアワード・受賞団体の取組」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/award5_00_sougouban.pdf（2022.10.24参照）
- 23) ロイター編集「企業による国際目標達成で12兆ドルの経済価値も＝ダボス調査」2017.01.16.
<https://jp.reuters.com/article/davos-survey-idJPKBN1500IC>（2022.11.05参照）
- 24) 一般社団法人・日本経済団体連合会「企業行動憲章 実行の手引き（第8版）」2021.12.14.
<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki8.pdf>（2022.11.05参照）
- 25) ニューラル サステナビリティ研究所「世界と日本のESG投資「GSIR 2020」の統計。世界のESG投資割合は35.9%に伸長」2021. 07. 15.
<https://sustainablejapan.jp/2021/07/15/gsir-gsia-2020/64065>（2022.09.05参照）
- 26) Global Sustainable Investment Alliance（GSIA）, 2018 Global Sustainable Investment Review, 2018, 26p.
http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2019/06/GSIR_Review2018F.pdf（2022.09.05参照）
- 27) 日本経済団体連合会「Society 5.0 for SDGs（経団連）」
<https://c-sols.co.jp/society-5-0-for-sdgs/>（2022.09.05参照）
- 28) Drop Inc「SDGsが教育界へ与える影響」
<https://iina.sdgs.media/school/sdgs>（2022.10.28参照）
- 29) OECD「持続可能な開発目標を2030年までに達成するというOECD諸国の歩みは鈍い」
<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-countries-advancing-slowly-on-sustainable-development-targets-by-2030-japanese-version.htm>（2022.10.28参照）

ミハイル・アレクサンドロヴィチ大公の日記 (1916-1918)

広 野 好 彦

Diaries of Grand Duke Mikhail Alexandrovich (1916-1918)

HIRONO YOSHIHIKO

ABSTRACT

Grand Duke Mikhail Alexandrovich was the third son of Tsar Alexander III and brother of Tsar Nicholas II. He was expected to support the dynasty as a general and be obedient to the emperor. Indeed, he did absolutely nothing on the political front. In his personal life, however, he shook the dignity of the dynasty by marrying a once-divorced commoner, against the emperor's order. Because of this marriage, he was exiled from Russia, deprived of his privileges and position. However, after the outbreak of World War I, he appealed to the Tsar to return to Russia and to fight for his country, even as a soldier. He was allowed to return and served as cavalry divisions commander in the Caucasus region.

Now his diaries and letters from December 1916 to June 1918 have been translated into English and published as a book. The purpose of this paper is to determine what the Grand Duke thought and did after Gregorius Rasputin's death and during the February and October Revolutions, based on his diaries and other documents.

Although he was not active in political activities, in November 1916 he wrote to the Tsar that the situation is serious and that in order to win the support of the people in Russia, it was necessary to eliminate the influence of unpopular ministers and the empress, and asked him to name ministers who had the support of the people. But there was no response; when the

revolution broke out in February 1917, he begged the Tsar to appoint Prince Lvov as prime minister and to organize a responsible ministry with the advice of leading moderate politicians. Grand Duke Mikhail believed that these measures were the only way to save the dynasty. Grand Duke Pavel issued a similar proclamation, proposing a transition to a constitutional monarchy. Grand Duke Mikhail agreed. Nicholas II decided instead to send a large force led by General Ivanov to quell the chaos, and he himself tried to go to the capital. These efforts proved futile, however, as on March 3, 1918, to everyone's surprise, Nicholas II decided to give the throne not to his son but to his younger brother, Grand Duke Mikhail. Mikhail had refused to take the throne, partly on the advice of many ministers of the Provisional Government. Thereafter, Grand Duke Mikhail retreated to his home in Gatchina, near Petrograd. He led a relatively peaceful life. However, on three occasions he was detained with his family because of the political situation; on the third occasion, he and his private secretary were exiled to Perm, Siberia. There, in June 1918, he was kidnapped and killed. The local Bolsheviks feared that the White Army would seize the Grand Duke.

ミハイル・アレクサンドロヴィチ（Mikhail Aleksandrovich）大公は、アレクサンドル3世の第5子（3男）として生まれた。ロマノフ王朝はこの時期において、帝位継承は男系長子継承が確立していた。ニコライ2世（Nikolai II）が1894年に即位したとき、ミハイルは継承順位2位であった。兄ゲオルギー（George）が、1899年に夭折したのち、継承順位は1位に上がる。1904年、ニコライ2世に待望の長男アレクセイ（Aleksei）が生まれるとともに、継承権は2位となった。ミハイルは、このように兄を支えるという地味な立場にあり、確かに政治的には何の問題も引き起こさなかった。

しかし彼は、プライベートで王朝を揺るがせた。彼は、1908年ごろ、ナターリア・セルゲイエヴナ・ブルフェルト（Natalia Sergeyevna Wulfert）と恋愛関係に陥った。ナターリアは皇族ではない平民であり、さらに当時ミハイル大公の同僚の将校の妻であった（しかも彼女はこの時すでに離婚歴があった）。このスキャンダルは決闘騒ぎを引き起こしかけた。ミハイルとナターリアの仲を割こうとする関係者の努力は実らなかった。ミハイルは、1910年、彼女との間に長子を設けたうえ、皇帝たちとの約束を破り、1912年、ウィーンのセルビア正教教会で結婚を強行し、その結果、地位や所領をはく奪され、ロシアを追放されることになる。

折から生じた第一次世界大戦を機に、ミハイル大公は、兄に対して、祖国のために尽くしたい旨を伝えて、当時居住していたイギリスからの帰国を認められた¹⁾。ミハイルは、西南戦線においていわゆる「野生師団」と称されたカフカスの現地騎兵師団の指揮をゆだねられた。ミハイルは、ここにおいて軍功のため2度ゲオルギー勲章を授けられることになる。そして妻と息子のために爵位も授けられ、自己の領地も回復することができた。

ミハイルが歴史の表舞台に一瞬だけ飛び出たのは、1917年3月2日、ニコライ2世から帝位を譲位され、拒否した時であった²⁾。その後また彼は

1) 拙稿「マリア皇太后日記」、大阪学院大学『国際学論集』第32巻1・2号、2021年12月、5-7頁。

2) この論文において、基本的に露暦が用いられる。20世紀においては西暦に対して13日遅れていた。

歴史の背景に去っていった。

その大公の日記が英訳の上、刊行された³⁾。ロシアやアメリカの史料館でのみ閲覧できるものが公刊され、容易に読むことができるのは喜ばしい。出版された英訳の日記は、1916年12月1日から1918年5月28日までのものである。時期的には、上記の大公の帝位継承拒否、さらに2月革命と10月革命を含んでいる。日記から窺えるのは、帝位継承拒否の際の大公の考えであるはずだ。さらに革命とその混乱期を大公がいかに見ていたかも大きな課題となろう。

※

英訳の日記がはじまる1916年12月は、大公が野生師団勤務時に悪化させた胃潰瘍の静養のために家族同伴でクリミアのアイトドルにいる時期であった。大公は戦時とは思えない伸びやかな日々を送っていることが見て取れる。大公らは12月8日、アイトドルを出発し、途中で（兄ゲオルギーから譲られた）ブラソヴォの領地に滞在し、12月30日、自宅のあるガッチナに到着している。この移動の途中、12月19日の日記の記述の終わりに、「私たちは新聞でペトログラードにおけるグリゴリー・ラスプーチンの殺害を知った」という素っ気ない記述がある。この事件が大公の日記を波立たせる。

ラスプーチン（Grigorii Efimovich Rasputin）は、霊能力を持つと信じられ、皇太子の血友病「治療」をきっかけに、皇帝一家に取り入った。そしてプライベートに、パブリックに影響力を行使していると考えられた。その目に余る影響力をそぐために、ラスプーチンの暗殺がミハイル大公の日記記述の2日前（12月17日）に実行されたのであった。

皇族、とりわけ大公たちの中にも、アレクサンドラ（Alexandra Feodrovna）皇后とラスプーチンの信任で支えられている内閣を、国民の信任を得ている内閣に替えなければならないという動きがあった。実は、ミハイル大公

3) Michael Romanov: Brother of the Last Tsar, *Diaries and Letters, 1916-1918*, translated by Helen Azar, Washington D.C., 2020.

も、1916年11月11日付のニコライ2世宛の書簡で同様の見解を述べていた。

「あなたの近くにいる一部の人々、そして現在の政府の一部を組織している人々に対する憎しみは、右翼、左翼、穏健派を束ねています。この憎しみは、変化の要求とともにあらゆる機会に公然と表現されています。」そのうえで「最も嫌われている人を取り除き、彼らを汚れていない人に置き換えることで…今の状況から抜け出す良法を見つけられるでしょう。」

しかしニコライからの返事はなかった⁴⁾。

さらにそれだけではない。ラスプーチンの殺害には、皇帝の姪の夫にあたるユスポフ（Felix Feliksovich Youssouпов）公爵、さらにはドミトリー（Dmitri Pavlovich）大公が関与していた。

アレクサンドラ皇后のドミトリー大公に対する怒りはすさまじく、彼を懲罰としてベルシア戦線に派遣することが決定された。ドミトリー大公は、パーヴェル（Pavel Alexandrovich）大公と先妻との間の子供である。パーヴェル大公が再婚にあたり「貴賤結婚」をおこなったために、ドミトリーは子供がなかったセルゲイ（Sergei Alexandrovich）大公の下で養育され、皇帝一家とも親しい関係を結んでいたのであった。

ミハイルの日記によれば、1917年1月3日、ガッチナからペトログラードに向かい、「12時にミヘニ叔母を訪問した。そこにはアンドレイとボリスがいた」とある。

ミヘニ叔母は、アレクサンドル3世弟の故ウラジーミル・アレクサンドロヴィチ（Vladimir Alexandrovich）大公の妻、マリア・パーヴロヴナ

4) Donald Crawford, *The Last Tsar Emperor Michael II*, Scotts Valley, 2012, pp.125-126.

アレクサンドル・ケレンスキーによれば、1915年秋に、ミハイル大公に親しいパーヴェル・トルストイ伯爵が彼を訪問し、大公が兄である皇帝から帝位を受け継いだ場合の、労働者の反応を尋ねたという。政治的関心が薄いミハイル大公が自らこのようなことを謀ったとは考え難いので、ナターリアの差し金ではないかという推測がなされている（*Ibid.*, pp.109-110.）。また1916年秋には、オクチャプリストのグチコフが企てたとされる宮廷クーデタにおいて、ミハイルは新皇帝と目されたアレクセイの摂政としてその名前が挙げられている。大公が直接的間接的にこのクーデタに参加したという証拠はなく、単に名前が使われたということにすぎないと思われる（和田春樹『ロシア革命－ペトログラード 1917年2月』作品社、2018年、122頁）。

(Maria Pavlovna)である。そこには息子のボリス (Boris Vladimirovich) 大公とアンドレイ (Andrei Vladimirovich) 大公が同席していた。訪問の用件は書かれていないが、ドミトリー大公の赦免に関するものであったと推測される。しかし日記のこの後の記述を追っても、ミハイル大公が具体的に何をしたのかまではわからない。

また同日ミハイル大公は「M.V. ロジャンコの所に行く」とある。日記の記述はこれだけである。ミハイル・ロジャンコ (Mikhail Vladimirovich Rodzianko) は、オクチャブリストの指導者であり、ドゥーマ議長であった。

ミハイル大公とロジャンコの関係の始まりはどのようなものであろうか。ロジャンコ側の史料では、大公はそれまで何の関係もなかったがいきなり訪問したとある。マリア・パーヴロヴナを訪問したのちに、ロジャンコを訪問しているのであるから、前者から何か示唆を得たのであろうか。

また同じくロジャンコによれば、彼は、マリア・パーヴロヴナにこの頃呼び出された。その理由は、民衆の信頼を失っているロマノフ王朝に対するマリアの不安であった。そして彼女はロジャンコに対してアレクサンドラ皇后の「物理的排除」を訴えたのであった。ロジャンコは、皇帝に忠誠を誓っているドゥーマ議長として、このような会話をできるはずはなく、聞かなかったことにした⁵⁾。

もっともミハイルとロジャンコの会見は、マリア・パーヴロヴナの示唆によるかどうかは微妙である。大公とロジャンコの関係は、マリア・パーヴロヴナのお気に入りの息子であるキリル大公にも隠されていた⁶⁾。マリア・パーヴロヴナからロジャンコのことを耳にして、大公が自分の発意でロジャンコの所に行ったというのが矛盾のない説明であろうか。

ロジャンコの回想録では、大公は革命が起きるのかどうか尋ねている。ロジャンコは、政府とアレクサンドラ皇后が、ロシアをドイツの手に引き

5) *The Reign of Rasputin: An Empire's Collapse Memoirs of M. V. Rodzianko*, translated by Catherine Zvegintzoff, London, 1927, pp.245-247.

6) Mark D. Steinberg, Vladimir M. Khrustalev, *The Fall of the Romanovs: Political Dreams and Personal Struggles in a Time of Revolution*, Yale, 1995, p.93.

渡そうとしているという噂が確認されれば、革命が起きると述べている。それを防ぐためには、責任ある民衆から信頼される人物で構成された政府を作る必要があると付言した。大公の質問に答える形で、皇后の国事に対する干渉を排除するという条件があれば、ロジャンコは自ら責任ある地位に就く準備があるとし、ツァーリに対する報告の機会をミハイルに求めて、大公はこれを諾した。1月7日に、ロジャンコは皇帝により謁見を許され、同趣旨のことを述べた⁷⁾。なお、1月9日、ロジャンコはガッチナの大公を訪問している。上記の返礼であろうか。日記にはこの事実が記載されるだけである。

1月12日、大公は、ツァールスコエ・セローに赴いている。「ニッキーとアリックスの所に行った。そこで私たちは昼食をとり、それからニッキーと話をした。」ニッキーはニコライ2世、アリックスはアレクサンドラ皇后の愛称である。話の中身の記述はない。

大公の日記から、さらにニコライの名前を探すと次の個所が見当たる。

1月17日、「私はニッキーとアリックスの所に正餐に行った。」

1月18日、「夜に私はツァールスコエのニッキーに対して手紙を書いた。」この手紙は付録として日記に収録されている。中身は大きく分けて二つである。ドミトリー大公の部下が大公訪問の許可を求めていることを皇帝に知らせること。次にニコライ自身が面会を約束したが、まだ実施していない人物に対する面会を請願することである。

なお、1月17日の大公の皇帝訪問は、彼の南西戦線への対する出発のあいさつの意味があった。大公は、1月19日、ガッチナを出発して、途中様々な場所を経由し、1月25日にナドヴルナヤに到着している。第9騎兵師団第2旅団、独立騎兵師団第2旅団に、大公は転勤にあたっての別れの挨拶をおこなっている。さらに自ら最前線の高地に出向き、狙撃兵に対して感謝を述べている（1月27日）。1月31日、ナドヴルナヤを去る時には、大公は、なじみの兵士たちに別れのスピーチを行い、大公は兵士のトランペットにより見送られた。なべて淡々と事実を書き連ねられることが

7) *The Reign of Rasputin*, pp.248-255.

多い大公の日記において、「感動的で悲しかった」という短い情感を表現した記述がある。大公の心の居場所がここにあったことがうかがわれる。

2月6日、帰還後、大公は皇帝の所を訪れている。「私はツァールスコエ・セローのニッキーの所に行き、お茶を飲んだ」とある。

2月10日にも、「ニッキーの所でお茶を飲んで、その後話をした」とある。ニコライと大公の話の中身は相変わらず示されていない。また日記の注記によれば、この日の午後4時、ニコライ2世は、ミハイル大公とのお茶会の合間に、ロジャンコと会った。国会再開を控えて彼は皇帝に状況を報告した。ロジャンコによれば、皇帝は全く状況を理解していないようであった。「軍や都市の悪い食糧事情、機関銃の警察への譲渡、一般的政治報告を読む際に、皇帝は怒り、遮った。『急ぐことはできないのですか。ミハイル・アレクサンドロヴィチが私を待っています』…国内における恐るべき雰囲気と革命の可能性について指摘した時、皇帝は『私の情報とは真逆です。国会において、厳しい発言が行われるなら、解散されるでしょう』と述べた。」また同じ10日には、この前に、ニコライの妹婿であるアレクサンドル・ミハイロヴィチ（Alexander Mikhailovich）大公が、ニコライ同席のもとアレクサンドラ皇后と話をして、政府が国民の信頼を得ていないことを訴えている。これに対して皇后は「余計なことに口出しせず、忍耐をして、現在の政府に時間を与える必要がある」と反論をして、皇帝は傍観しているのみであったという⁸⁾。

革命前における大公日記中の最後の皇帝に関する記述は次のようである。

2月22日、「私はニッキーとアリックスとともに昼食。2時にニッキーはモギリョフに出発した。」モギリョフは当時ロシア軍総司令部が位置しているところである。ニコライはロシア軍総司令官であり、前年末以来、長期にわたり首都に帰還していたが、戦線に戻ることである。

8) 拙稿「ニコライ2世の日記 1917-1918年」、大阪学院大学『国際学論集』第28巻1・2号、2017年12月、35-37頁。

※

2月革命の直接の契機は、2月23日、ペトログラードのヴィボルグ地区にある繊維工場の女性たちがパンを求める声を上げて街頭に繰り出したこととされる。ペトログラードから50キロ程度離れたガッチナに住んでいた大公の日記には、25日の記述から、ペトログラードにおける状況悪化の様子が伝えられていたことが見て取れる。この日、ミハイル大公はガッチナにいたのであるが、「本日、ネフスキー通りで騒乱があった。労働者たちが赤旗を持って歩き回り、警察に対して手榴弾や瓶を投げた。軍が銃撃しなければならなかった。混乱の主要原因は小麦の不足である」と記していた。

2月27日、大公はガッチナを午後5時に出発しペトログラードに赴きマリインスキー宮殿に行った。日記からは読み取れないが、大公はロジャンコからの招請を受けたと思われる。実際マリインスキー宮殿には、ロジャンコ、ネクラースフ（Nikolai Vissarionovich Nekrasov）、ミリューコフ（Pavel Nikolayevich Milyukov）ら国会議員らがいた。ロジャンコらは、すでにこの時、立憲君主制改革の方向で事態収拾に動き、モギリョフにいる皇帝に対してメッセージを送っていた。ロジャンコは、この際、大公に同じようなことを求め、大公は同じ方針で臨むことになる。珍しいほど明確な政治的行為に大公はまい進するのである。

「9時に私はモイカの陸軍大臣の所に行き、無線機を通じてモギリョフのアレクセーエフ〔参謀総長：筆者注〕に、醸成されつつある革命を鎮めるために、直ちにとることが必要である方策をニッキーに伝えるよう依頼した。とりわけ全内閣の辞職、それからリヴォフ公爵に対して彼の判断で新しい内閣を選ぶように依頼することであった。私は直ちに対応する必要があると付け加えた。なぜなら時間は待ってくれないし、あらゆる時間が貴重であったからである。反応は次の通りであった。私〔ニコライ2世：筆者注〕の到着までいかなる変更もしないこと。総司令部からの出発は明日の午後2時半に予定された。ああ！事態を緩和しようとするこの試みが不成功に終わった後、私はガッチナに戻る計画を立てた。」

大公の主張は2つであり、現在の内閣の総辞職、国会議員ではなかった

が地方自治会のトップを務めていたリヴォフ（Georgy Yevgenyevich Lvov）公爵に新しい内閣の選任をゆだねることであった。戦時中にとりわけ強く主張された、国民からの信頼を得られ、ドゥーマの協力を得られる内閣の下において、立憲君主制の統治体制を作り上げることである。とりわけ大公にとって重要であったのは、この方策によりロマノフ朝を破滅から救い出すことであった。

しかしながらこの期に及んでも皇帝の返答は煮え切らないものであった（もちろんそれ以前におこなわれたロジャンコの呼びかけにも反応はなかった）。

皇帝の方策は、首都における騒乱を鎮めるために、イワノフ將軍指揮下の部隊を派遣すること。自ら首都に帰還することであった。大公はこれに対して、これもまた日記では珍しい落胆の言葉を率直に表明している。大公にとっては、万策が尽きた。大公は任務が完了したので、首都にいても仕方がないと判断し、秘書のジョンソン（Nicholas Johnson）とガッチナに車を駆って帰還しようとした。しかし警備している部隊に阻まれて叶わなかった。そして引き返して冬宮に避難した。だが、そこの防備も不十分であったので、ミハイル大公は守備隊に対して冬宮での防衛をやめるよう説得した。自らはミリオナヤ通りにあるプチャーチン公爵のアパートに身を隠す。プチャーチンは海軍将官であり、かつて大公のヨットの指揮官を務めていた。

大公がプチャーチンのアパートに避難して2日目の3月1日、「12時半、数人の将校とイヴァノフと呼ばれる弁護士で構成された代表団がやってきた。彼らは私に対してマニフェストに署名することを求めた。それにはすでにパーヴェルとキリル叔父の署名があった。このマニフェストにおいては主権者が完全な憲法を認めていた。」

この「大公のマニフェスト」を起草したのはパーヴェル大公とその周辺のものであった。その内容は、国民から信頼される臨時内閣の組織、立憲議会の招集をポイントとするものであった。ミハイル大公が指摘しているように、主権者が憲法を認める立憲君主制的解決方策であり、ニコライ2世の帝位維持が前提であった。すでに2月27日に、ミハイルが皇帝に進言

したのと同じような種類のものである。

なおロジャンコも3月1日に、大公を訪問する予定であったが、実現しなかった。翌2日、大公の日記には「ロジャンコから返答を得た」と簡単な記述がある。返答の中身は述べられていないが、日記の注釈によれば、「大公のマニフェスト」が失敗に終わったことを伝えたとある。

運命の3月3日、大公の日記は次の通りである。

「午前6時、電話によって起こされた。新しい司法大臣アレクサンドル・ケレンスキーより私に対してメッセージがあったのだ。内閣は全体で1時間後に私に会いに来るということである。実際彼らはようやく9時半にやってきた。」

この9時半以降の記述は空白のままである⁹⁾。

実際のところ、大臣たちがミハイル大公の所に急いでやってきたのは、3月3日午後11時20分であった。ニコライ2世が皇太子アレクセイに対してではなく、ミハイルに譲位する決定をしたことに関係している。ニコライが病気の息子を慮っての判断であった。

ミハイル大公と、最終的には10人を超した臨時政府の大臣たちは、長い時間をかけて議論した。臨時政府側の多数は、ミハイルへの譲位に反対であった。ソヴィエトと関係があった左派のケレンスキー（Aleksandr Fyodorovich Kerenskii）は、理由を次のように挙げている。国政に対して大公は全く関心を示していなかったこと、政治的陰謀で有名な「身分の低い」女性と結婚していること（ミハイル大公夫人の派手な交友関係がこのような言説の原因であろうか）、決定的な瞬間に決断力を欠いていることである¹⁰⁾。ミハイル大公と連絡を取り合っていたロジャンコでさえ反対していた。彼によれば、アレクセイ皇太子への譲位とミハイル大公という組み合わせは受け入れられたかもしれないが、大公が皇帝の座に就くことは絶対的に受け入れないと、この日の朝に、プスコフにいたルズスキー將軍

9) 大公は多忙などの理由で日記をつけられない場合、後日補うことがしばしばある。しかしこの日の記述は公刊物から見る限りにおいて、空白として残されたままである。

10) アレクサンドル・ケレンスキー著、倉田保雄・宮川毅共訳『ケレンスキー回顧録』恒文社、1967年、282-283頁。

に述べて、大公への譲位という知らせが広まらないように求めていたのであった。この知らせが、すでに始まっている騒乱の中で火に油を注ぐ結果を招くかもしれないからであった¹¹⁾。

ミハイル大公に刺さった言葉は、ケレンスキーの「殿下の生命を保証することができない」というものであった。さらにそれだけでなく、穏健なりヴォフやロジャンコにさえ同じことを言われていたのであった。結局のところミハイル大公は継承を拒否した。政治的基盤に欠ける大公は、おいそれと帝位を受け入れることはできなかったであろう。

ただし、大公の日記の注釈者は、この結論を「条件付きの受諾、あるいは民衆の意思に帝位を譲る」という微妙な表現でまとめている。この際にあたってのミハイル大公の考えを要約すれば、帝位を受け継ぐかどうかの問題は近い将来に開催される予定の憲法制定会議の意向に従う、そしてそれまでの間は臨時政府に従うことを国民に求めることであった。確かに前者に重きを置けば、このような解釈が可能な表現ではある。憲法制定会議が立憲君主制を採択する可能性を考慮したのであろう。だが、社会革命党、ポリシェビキ、メンシェイビキなどの社会主義政党が7割近い得票を得た選挙の結果を見れば、憲法制定会議がかりに正常に開催されたとしても、立憲君主制採択の見込みはほぼなかったであろう¹²⁾。日記注釈者はできる限りポジティブにこの意向を受け取ったのであろう。なお、ニコライ2世を含めて多くのものはこの決定を帝位拒否と受け取っている¹³⁾。

11) *The Fall of the Romanovs*, pp.103-105. 同様の考えを駐ロシア・フランス大使モリス・パレオローク (Maurice Paléologue) も抱いていた。3月5日に、「皇太子への直接的譲位が、進行中の革命を止める、または少なくとも革命を立憲改革の範囲内にとどめるための唯一の手段であった」。ここで重要なことは皇太子が帝位につくと宣言すれば、誰も彼を退位させる権限がなかったことである。パレオロークの見立てにどれだけの根拠があるのかは分からないが、ミハイル大公に対する譲位は法令的に問題が多いとの指摘はあたっている (「ニコライ2世の日記 1917-1918年」、40-41頁)。

12) Richard Pipes, *The Russian Revolution*, New York, 1990, p.542.

13) ニコライ2世の日記、1917年3月3日。「ミーシャは帝位を放棄したようだ。彼のマニフェストは、6か月以内におこなわれる憲法制定会議の選挙に関する美辞麗句で終わっている。このようなむかつくものに署名をするという考えを彼に吹き込んだのが誰かは神のみぞ知る。」(「ニコライ2世の日記 1917-1918年」、40頁)。

※

ミハイル大公は皇帝の弟として、民意を失いつつある王朝を守るため最後の段階において、政治的な行動をしたが成果が出なかった。他方ニコライ2世から、意外なことに譲られた帝位を受け止めることもできなかった。ミハイルは権力に執念を燃やす政治的人間ではない。3月4日、大公はペトログラードからガッチナによりやく帰還することができ次のように記す。「1時半頃、私たちはガッチナに着いた。私はついに帰宅したとき、安堵のため息をついた。」

これ以降、日記では、ペトログラードの政治的闘争の場から逃れて、ガッチナにおける日々が淡々と描かれる。例えば、皇室関係者が様々な理由で拘束され逮捕され、また一部の皇室関係者が首都近辺から逃れていた。3月9日に、大公は、ニコライ2世がツァールスコエ・セローで拘束されていることに言及し、4月27日は、パヴロフスクにドライブする際に、「アレクサンドル宮殿の囚人」（ニコライ2世一家）に思いをはせている。

3月23日には、ミヘニ叔母とボリス大公の逮捕の記述があり、3月25日には、マリア皇太后と大公の姉のオリガ・アレクサンドロヴナがアイドルに移動することが述べられている。

このような状況の中、ミハイルはガッチナで制約はあるものの比較的自由な生活を送っている。ガッチナでは政治的嵐はまだ吹き荒れていなかった。4月16日に、ガッチナ宮殿公園にあるピーナスパヴィリオンの破壊を指摘し、4月21日には、大公自らそれを修繕している。また大公は、列車を利用して（皇族用の車両を利用するという特権はなくなったが）、あるいは自家用車を利用して、ペトログラードに行くこともできた。その目的も単なるプライベートなもの、領地管理に関するもの種々であった。ただ、ペトログラード区域を去ることは許されていなかった。

7月初旬においては、ミハイルは穏やかな様子でガッチナ近郊のドライブを楽しんでいる。その日記の末尾に少しだけ記される「7月危機」におけるペトログラードの様子との対照が著しい。

「7月3日月曜日、ガッチナ。11時から朝食まで、私はロールスロイスで子供、ミス・ニーム、マドマーゼル・バルヴィンを伴ってドライブをした。…朝食の後に少し休息をした。お茶の後ディナーの前に、ナターリア、シュレイフェル〔大公の隣人：筆者注〕、ベイベー〔大公の息子ゲオルギー：筆者注〕、そして私は二つの庭において枯れた枝を切った。ディナーの後に私たちはシュレイフェルとジョンソンを伴ってペトログラードの方にロールスロイスでいった。動物園、イエゲルスカヤ、サレジ、ペドリノを経由し、それからツガニツキー溪谷に到着する前に左折し黒い湖、バリツキー、コルパノ、バルト駅を横切って帰宅した。天候は暑くて20度。ほとんど太陽が出なかった。何度も雨が降った。しかし夜の6時以降には雨は止んだ。ペトログラードでは夜8時に混乱が始まった。街頭で銃撃があった。」

7月6日には、ミハイルはボリシェビキの退潮を記している。「ボリシェビキの成功は退潮し始めている。民衆は彼らはドイツとお金のために働いているということに気がつき始めている。」

またミハイルは軍人として、まだ継続していた戦争の遂行に関心が強かった。短い記述だがそれに関する記述が目立つ。前線における軍の規律の衰退、それにともなうように死刑制度が復活したことなどが記されている。

7月7日、「敵がブルゼジャン近くの私たちの前線を突破した。一部の連隊が攻撃するのを望まず、警告なしに撤収したためである」。

7月10日、「戦線からの恐ろしいニュース。タルノボリは銃撃なしに陥落した。12個連隊は逃亡、多数は降伏」。

7月13日、「南西戦線司令官コルニーロフ将軍は軍の恥ずべき振る舞いと私たちの前線の絶望的な状況についてケレンスキーに対して衝撃的な電報を送った。政府は前線において死刑を再び執行することに決定した」。

7月31日に、ミハイルは、ツァールスコエ・セローに幽閉されているニコライ2世一家が、その日の夜にトボリスクに移送されることを偶然に知った。その日の午後6時15分にガッチナを車で出発し、ペトログラードに駆け付け、ケレンスキー首相と掛け合って、ニコライとの面会の許可を

得た。

「12時に宮廷司令官コピリンスキーが私の所に来て、そして私たちはアレクサンドル宮殿に乗り付けた。厨房のそばで車を降り地下室を通り宮殿に入り、第4入口に行き、ニッキーのレセプションルームに行った。そこにいたのはベンケンドルフ伯爵、ケレンスキー、ヴァーリャ・ドルゴルコフそして二人の若い将校であった。そこから私は書斎に歩いて行った。そこで私はケレンスキーと警備主任少尉のいる前で、ニッキーに会った。私にはニッキーは相当調子が良いように思えた。彼と10分ぐらい過ごしてボリスの所に戻り、それからガッチナに戻った。ケレンスキーは私のためにこのミーティングを整えてくれた。それは本日全く偶然に私が午後ニッキーと家族のトボリスクへの出発に気づいたためにおこなわれたのだ」。

大公とニコライ2世のほんの短時間の、さらにケレンスキーやその他警備兵なども随伴したうえでの面会に対して大公のポジティブな反応は印象的である¹⁴⁾。大公の人柄の良さが出ているのであろうか。なおニコライ一家は翌日早朝にトボリスク移送の旅に出る。これが兄弟の最後の別れとなった。

※

その後のミハイルの日記を見ても、表面的には特に変わった様子はない。しかし治安の悪化を推測できるような記述が目につく。8月6日には、大公の家の近くで、不審な4発の銃声が聞かれている。さらにこのことと関係あるのかどうかは不明であるが、8月11日には、前日からミハイル邸では10人の士官学校学生により警備が担われていることが記されている。また8月15から17日にかけては、大公は自分の家と周囲の間に電話線の設定を行っている。緊急時に連絡を取り合うためであろうか。19日に

14) ニコライ2世は7月31日の日記に次のように記した。「10時半ごろ愛しいミーシャ（ミハイル・アレクサンドロヴィチ）は、ケレンスキーと衛兵の長官を連れて現れた。会ったことは非常にうれしかった。しかし局外者がいるところで話をするには不都合であった」（「ニコライ2世の日記 1917-1918年」、48頁）。

は、野で遊んでいる子供たちから、兵士たちが放火をおこなっている旨聞いている。

このような状況の中、ミハイルは、8月21日から9月13日まで合計24日、拘束される。3回の拘束の最初のものである。21日、大公がミハイロフスカに対するドライブを終えたのちに、大公邸内で拘束される。

「6時半までに帰宅した。15分後、私たちの庭と家屋は、ふたりの将校を伴った多数の兵士によって取り囲まれた。すぐにペトログラード軍管区司令官補佐コズミン大尉は、ガッチナの司令官スヴィツノフ大尉、ペトログラード市のコミサル（空白）中尉に伴われて、私に対して次のように宣告した。内務大臣と陸軍大臣の命令により私は家庭内拘束に置かれるということであった。」

ナターリアも同様の措置を受ける。

8月22日の記述によれば、60から70人の見張りが大公邸を取り囲んでいる。ただ、自分の逮捕やパーヴェル大公の逮捕に関する記事を見ていることから、外部からの情報遮断はなされていない。

ミハイルは拘束の理由を探している。8月24日、「5時頃にコズミン大尉が私に会いにきた。私のケレンスキー宛の手紙を持っていた。彼は言った。ケレンスキーは彼に私に対して次のように語ることを求めた。臨時政府は私の忠誠を疑っていない。民主主義と政府の立場のために私を世間から隔離することが必要であるということである。外国に去る問題については、コズミンが次のように答えた。現時点ではこれは全く不可能である。」

「民主主義と政府の立場」では大公の納得がいかない¹⁵⁾。8月25日、ミハイルは一つの答えを見つけている。かつての皇后の女官であるマルガリータ・ヒトロヴォ（Marigarita Sergeevna Khitrovo）が、ニコライが滞在しているトボリスクに行き、逮捕されたことである。この事実から、前皇帝

15) ところで、後者はどういうことであろうか？ミハイル大公が外国に去ろうとしていたのであろうか。この件に関連して、日記からわかることは、大公が1917年末以来、英国大使館と連絡を取り合っていること。さらにオランダ大使とも交渉をしていること（1918年2月5日／18日）。さらにデンマークにいる叔父にあたるバルデマル王子と連絡を取り合っていることが目につく。

救出の企てがもくろまれているとの説が捏造され、皇族が拘束を受けているということである。大公は「しかし明らかだがそんな陰謀はないのだ」とこの陰謀を強く否定する。また8月28日には、大公の日記には、『ヴェチェルヌイ・ヴレーミャ』から私達は初めてコルニーロフ将軍のスピーチについて知った」という記述があるが、これも大公拘束の理由と関係しているであろう。臨時政府に歯向かったコルニーロフ将軍の勢力により、大公が奪われることが懸念されたのであろう。

コルニーロフ事件の進展とともに、ミハイルはガッチナからペトログラードに移されることになる。8月29日、午前5時10分に大公一行はガッチナを出発し、ようやく11時半にペトログラードのモールスカヤ61番地の内務大臣邸に連行された。そこには設備が何もなかったので、交渉の上、ミハイルの義兄である法律家アレクセイ・セルゲエヴィチ・マトヴェイ（Alekssei Sergeevich Matveev）のフォンタンカにあるアパートに移動が許された。大公はこの日の感想を「記憶すべき困難な一日」と記した。なお、大公を苦しめたのは、理由が不明確な意に反する移動や拘束だけでなく、胃潰瘍を原因とする胃痛であった。すでに8月20日には胃痛の記述が日記にみられる。まだガッチナで拘束されていた8月28日には、大公の体調はすぐれず、横になっていたことが窺われる。胃痛の中、大公は連行されたことになるのである。そして9月1日から拘束下ではあるが、医師の治療が始まっている。

外部からの一般的情報は得られていたので、「コルニーロフ将軍のペトログラードに対する攻撃は完全に止まる」（8月30日）、「コルニーロフ投降の準備」（8月31日）と書きつつも、自分に関する処遇の情報が得られず不安な気持ちとなり、さらに胃痛にも苦しめられる。なお、9月2日には、コルニーロフ将軍が逮捕されて、それと同時に民主共和制が宣言される。大公は、憲法制定会議に先立つ、このような宣言に対して冷淡な態度をとる。「この国に秩序と公正さがある限り、政府の種類に違いがあるのだろうか」と記す。なお、憲法制定会議前に共和制が宣言されたことに関して、当時首相であったケレンスキーは、独裁を標榜するポリシェビキなどの動きを考えに入れて、民主主義を守るために意識的に宣言したとす

る¹⁶⁾。

ミハイルは胃潰瘍の治療のために、食事制限、湿布を当てて横になること、精神の安定が必要と聞かされるが、精神的平穏が拘束状態では得られないと不平を述べる（9月4日）。9月6日に、大公らはガッチナに帰還が許される。コルニーロフ事件がとりあえず終結したことに関係していると思われる。さらに、9月10日、大公は、コズミン大尉を通じて、拘束からの解放を求め、13日午前8時半に、解放が宣言された。大公はなぜ拘束されたのか正確には分からず、これからも再発しない保証はないと不安を訴える。なおこののち、9月15日、コズミン大尉から、大公はクリミアへの旅行許可証を得ている。しかしこれが利用されることはなかった。

拘束中に悪化した大公の健康状態であるが、大公は、医師の管理のもと治療を継続している。9月18日には、大公は初めて固形食物をとり（ビスケット）、その後かゆとシリアル（20日）、バターつきパン（21日）、オートミール（22日）と変化する。27日には、医師から散策とドライブの許可を得ている。そして散策の中で、ガッチナが荒廃した様子を記録している。

9月30日、「3時にナターリアと私は白樺門にドライブに行き、そこから愛の島を散歩した。そこで私たちは壊されて引き落とされた大理石の像を発見した。堤に沿って散歩し古い温室を通り過ぎ動物園に向かい鳥小屋を通り過ぎた。夏の間に全ての鳥たちは売り払われたということを忘れていた。牛達は飢えていた。誰も夏の間彼らのために干草を準備することを考えなかった。」

なお、ミハイルはペトログラードにも出かけているが、そこでボリシェビキの反乱の兆候を見ている。日記には、10月19日、ペトログラードのマトヴェイの所で、領地管理の問題を議論したとき、「ボリシェビキの見世物」が予期されると日記に記されている。「見世物」とは、ボリシェビキの軍事蜂起の意であろう。また24日、ガッチナにおいて、ペトログラードではボリシェビキの攻撃に備えて橋がすべてあげられていると記している。

このようにミハイルは10月革命期にはガッチナにおいて、首都の状況に

16) ケレンスキー、前掲書、528頁。

注意を払うことになる。大公の日記に従えば、25日から首都における変調が記されている。

「ペトログラードのアリョーシャとアンドレエフから、私たちは午前中にケレンスキーがドノ駅に出発したと知った。噂によれば、彼らは軍隊の後にについていると思われる。冬宮はポリシェビキによりとられた。そこでは噂によれば、臨時政府のメンバーがいたのである。ロシア共和国のソヴィエトはポリシェビキにより解体された。この国家の本部は彼らの手の中にある。街頭では一部の場所で銃撃がある。全ペトログラードの兵営は、ポリシェビキの側につき、すべての学校は臨時政府の側についている。」

26日には「すべての権力は軍事革命委員会により掌握された」、「ポリシェビキの勝利。いつまで続くか」と書かれる。27日には、ミハイルがガッチナを散策中、兵士から誰何をされている。大公は自分の正体を何とかごまかすことができた。このようなことはかつてなかった。ガッチナでは大公は革命後でも敬意をもって遇されてきたことを考えれば、状況の悪化が理解されよう。

他方、首都を脱した臨時政府首班のケレンスキーは、ガッチナ宮殿に移ったことが判明した。ガッチナが戦乱に巻き込まれるかもしれない状況が出てきた。大公は、秘書のジョンソンをガッチナ宮殿に派遣して、情報収集に努める（10月29、30日）。ジョンソンは、「ガッチナにおける状況は私たちに危機的と宣言された」との情報をもたらした（10月30日）。これを契機にして、大公たちは避難に備えて貴重品などの梱包を開始した。11月1日、最初に、子供たちを、ガッチナ南16マイルにあるバトヴァの知人の別荘に避難させた。他方、ケレンスキーは状況不利と判断し、ガッチナ宮殿から逃亡した。そしてガッチナはポリシェビキ軍により包囲された。

大公邸においても、警備員はポリシェビキ側の砲兵により武装解除され、取って代わられた。ガッチナでも軍事革命委員会が設立され、一応の秩序は確立した。委員会側からの大公に対する態度は丁重であった。11月2日には、避難していた子供たちが戻ってきて、その後大公の自動車2台が委員会により接收された。

こののち11月4日から10日余り、大公はまたぞろ拘束される。4日、軍事革命委員会は、大公をペトログラードのスモルヌイ女学院に連行しようとした。スモルヌイはボリシェビキの本部が置かれていた。交渉の末「明朝、私たちを、私たちが選択する任意のアパートに移送することが決定された。理由は、通過する軍隊から私に対する危険の恐れが考えられることである。」反ボリシェビキの勢力による大公の確保を予防するということであろう。そして拘束期間は長くはならず、一時的と大公は判断した。しかし、11月5日午後1時出発の予定が、午後5時半に出発となった。大公が選んだミリオナヤのプチャーチン家のアパートに到着したのは午後7時であった。

今回の拘束は比較的緩やかなものであった。大公は、警備員が付いていたが、プチャーチン家のアパートの周囲の散歩が許された。11月7日には、プチャーチン家に知人や友人が集まり、具体的には何が論じられたかわからないが、白熱した政治的議論がおこなわれている。外部からの来客も認められた。11月12日には、英国大使館から2人の職員が大公を訪問している。訪問の理由は明示されないが、イギリスが大公の動向に関心を持っていた表れである。ただ、ミハイルたちはいつまでも拘束されることを好まなかった。11月14日には、前日、ジョンソンとガッチナのコミサル・ロシアルが、ボリシェビキの本部のあるスモルヌイで、交渉の上ガッチナへの帰還を取り決めたと記されている。そして15日に列車で大公らはガッチナに帰還している。その後、前回のように、明白な拘束解除の書類交付などの記述はない。

その後、大公は、自家用車を奪われたために、行動範囲が狭まり、ガッチナの家の周囲を散歩する。また時節柄、そりやスキーを使用している。またペトログラードに対して種々の理由で出かけることもあった。ここから翌1918年2月21日（3月6日）に、日記が中断されるまで、特に変哲のない記述が続いている¹⁷⁾。

ミハイルは外部世界の情勢にも注意を払っていた。とりわけ大公は自己

17) なお1918年2月1日から日記の日付は露暦と西暦の併記となる。ロシア社会において西暦が用いられ始めたことの反映である。

の運命を委ねた憲法制定会議の経緯を入念に追った。大公はこの会議に対して期待することがあったからであろう。しかし会議はボリシェビキにより延期され、最終的には物理的力によって解散させられた。大公は1918年1月6日、日記に次のように記している。「昨日憲法制定会議がチェルノフ議長のもとで開催された。だが噂によればその解散の布告が既にもう出されたということである。平穏なデモがあったが、それがボリシェビキによって撃たれた。戦いはボリシェビキと社会革命党の間で起きている」。

12月31日、大公は「1917年はあらゆる人に多くの悪と悲惨をもたらした。」と指摘した。

※

日記中断直後の、1918年3月11日（西暦）、ミハイルとジョンソンは、人民コミサル会議の命令でシベリアのペルミに追放されることになった。今回の追放は、前2回のもとは異なり、有無を言わさないものであり、また大公からの条件闘争を受け入れる余地はなかった。それでも残されたナターリアの尽力で、ペルミにおいて大公らが収監から解放されている。さらに復活祭とともに過ごすという口実で、ナターリアがペルミに行くことが許可されたのであった。

1918年の残された日記は、4月25日（5月8日）から5月29日（6月11日）のものである。この間、ミハイルは上述のようにペルミに滞在していた。大公はペルミにおいてホテル住まいであり、ある程度の自由は許されていた。一日に一度、地元の義勇軍本部に出頭して報告をするという条件付きである（のちには出頭先が一方的に地方のチェーカー本部に変更される）。すでにナターリアがペルミに到着していたので、大公は滞在の場所をホテルからどこか適当な場所に変更しようと探している。だが5月5日（18日）、ナターリアはペルミを去る。大公の日記では、「シベリアの諸都市では捕虜が権力を握る」という表記がある。すなわちチェコ軍と白軍が合流して、赤軍にあたる可能性が出てきたのであった。その混乱を避けるため、まだ鉄道が動いているうちにナターリアは帰還したのである。大公

は別れの悲しみとさみしさを感じるがどうしようもない。

5月5日、「私はナターリアの出發後非常に悲しく感じた。全く空虚であり、全てのものは別に見えて部屋も違ったように見えた。」

そしてこれが両者の最後の別れとなった。

日記は5月29日（6月11日）で終わっているが、西暦6月12日から13日にかけての夜、大公とジョンソンは、ベルミのチェーカーに誘拐されて、郊外で殺害されることになった。殺害の目的は、内戦において白軍に大公を奪われることを防止することと推測される。

※

1年余りにすぎないが、ミハイル大公の日記を通読して感じたのは、大公が政治的人間ではないということである。日記に記されているのは、ありきたりの日常である。享樂的な暮らしである。乗馬、ドライブ、狩獵、散歩、ピクニック、親しいものとの集いである。ミハイル大公には極論すれば何か積極的なことをおこなうことは期待されなかった。王朝を支える一つの支柱の役割が求められたのだ。このことから考えれば大公の在り方は適切と言えるのかもしれない。

しかしながら、大公は、ナターリアへの変わらぬ愛を貫き通し、「貴賤結婚」を皇帝らの制止を振り切って敢行することで、すでに揺らいでいたロマノフ朝の基礎を道義面からさらに動揺させた。しかしその否定的評価は王朝の倫理に従ったものである。見方を変え、個人主義的観点に立てば、大公は自分の恋愛感情に正直であり、誠実であったとの評価も可能である。日記から明らかに見て取れる大公とナターリアの相互を思いやる関係を見るにつれてそう感じざるを得ない。

政治に関しては、とりわけ総力戦体制構築のために、国民の信任を得る内閣の組織が求められたが、革命に至るまで皇帝は一貫して否定的態度をとり続けた。この問題は、皇帝が総司令官として前線に出払った後は、内閣を支えていたのが、事実上アレクサンドラ皇后やラスプーチンであるという構図が現れさらに錯綜した。皇室関係者の中においてさえ、反ラス

ブーチンと国民の信任を得た内閣の組織ということにはっきり賛成し、皇帝に意見するものさえ出現する。

ミハイル大公は、皇帝の弟という立場から目立ったことはできなかったが、2月革命の直前においてロマノフ王朝を救うために、立憲君主制を目指す運動に明確に加担した。日記に記されている皇帝に対する説得といわゆる大公マニフェストは、その段階においてロマノフ朝とニコライ2世を救う唯一の方策と考えられたからである。

ニコライ2世がミハイル大公に譲位をしたとき、ミハイルは臨時政府の首脳との会談の末、帝位継承を放棄する。ミハイルに帝位継承について全く何の準備もなかったことを考えれば賢明な判断であったろう。ミハイルが多数派の常識的な助言を容れたということは、逆説的ではあるが立憲君主としての資質を示したのかもしれない。

会員業績

(2021年10月～2022年9月)

尾崎 庸介

- 公開講座 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第12回）「日英同盟前後の東アジア情勢を考える」、2022年3月5日、大阪学院大学。
- 公開講座 生涯学習講座「『坂の上の雲』の時代の国際政治－歴史から考える世紀転換期の東アジア－」、大阪学院大学エクステンションセンター、2022年7月16日、大阪学院大学。

根無 喜一

- 公開講座 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第12回）「牧野伸顕『松濤閑談』を読む－文展創設・パリ講和会議全権・吉田茂岳父－」、2022年2月12日、大阪学院大学。

根無 新太郎

- 公開講座 生涯学習講座「近代中国の政治家たち」、主催者名：大阪学院大学エクステンションセンター、2022年6月11日、7月9日、9月17日、大阪学院大学2号館。
- 公開講座 「歴史から見る中国社会」、主催者名：泉州を考える会、2022年9月15日、岸和田天神宮。

広野 好彦

- 公開講座 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第12回）「セルゲイ・ウィッテと日本」、2022年3月12日、大阪学院大学。

真山 全

- 研究論文・単著 “How to Conduct Lawfare against Nuclear Weapons More Effectively in Japan: A View from the Law of Armed Conflict,”『国際公共政策研究』、第26巻2号、119-133頁、2022年3月。
- 研究ノート・単著 「在外自国民保護の国際法的評価－朝鮮半島・台湾からの退避にも触れつつ」、日本防衛学会『防衛学研究』、第66号、61-70頁、2022年3月。
- 研究発表・単独研究 日本防衛学会（秋季研究大会）（共通論題部会「在外邦人の保護・救出」）報告者、論題「在外自国民保護の国際法的評価－朝鮮半島・台湾からの退避にも触れつつ」、2021年11月（東京都）。
- 研究発表・単独研究 2021年東アジア海上安全研討會（2021 Symposium on the

Maritime Security of East Asia) 報告者、論題「中国人民解放军海軍・海警による台湾海上封鎖－台湾の国際法上の地位の默示的承認?」、2021年11月(台湾内政部・台湾中央警察大学主催)(台北市進出口商業同業公會)(オンライン)。

研究発表・単独研究 防衛法学会(研究大会)(共通テーマ「新軍事技術と国際法」) 報告者、論題「宇宙空間核爆発による電磁波攻撃とジュネーブ諸条約第1追加議定書－作戦ドメイン超越型行動の評価」、2022年5月(東京都)。

講 座 陸上自衛隊小平学校幹部法務運用課程(第6期)講師、論題「攻撃目標の選定と武力紛争法－地上目標の場合を中心に」、2021年10月(東京都小平市、陸上自衛隊小平学校)。

講 演 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、多文化社会学部、グローバル巨大リスク研究プロジェクト(NURECSA)共催「緊急討論:ウクライナ危機II、この戦争の問題点－国際人道法(武力紛争法)の視点から」講師、論題「露ウクライナ侵攻関係国際法論点メモ－jus ad bellumとjus in bello(暫定版)」、<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/40158>、2022年3月(オンライン)。

講 座 統合幕僚監部統合幕僚学校令和4年度前期3幹部学校合同統合教育(幹部高級課程)講師((武力紛争法担当)、論題「露ウクライナ侵攻関係国際法暫定論点メモ－jus ad bellumとjus in bello」)、2022年4月・9月(東京都目黒区、統合幕僚学校)。

講 座 (公)兵庫県生きがい創造協会阪神シニアカレッジ国際理解学科講師、論題「国際法にはどのような規則があるのか」、「国際法は国家間紛争をどう処理しているか」、「国際法と日本外交」、「戦争と日本と国際法」、2022年9月(兵庫県宝塚市、阪神シニアカレッジ)。

講 座 (公)兵庫県生きがい創造協会阪神シニアカレッジ卒業生国際理解ゼミ講師、論題「露のウクライナ侵攻と海洋法・海戦法規・海上中立法規－ウクライナの食料輸出を露は認める義務があるか」、2022年9月(兵庫県宝塚市)。

講 演 日本船長協会船長実務勉強会講師、論題「露のウクライナ侵攻と海洋法・海戦法規・海上中立法規－海上通商妨害はどう規律されるか」、2022年9月(東京都千代田区、日本船長協会)。

雑誌記事 『「台湾海上封鎖」と国際法－封鎖の意外な法効果』、『フォーサイト』(オンライン)[新潮社]、1-8頁、2021年10月。

新聞記事 「ロシア将兵ら、日本の裁判所でもさばける」、『朝日新聞デジタ

ル』、2022年5月16日（大阪本社社会部（核と人類取材センター）
武田肇記者によるインタビュー）、2022年5月。https://www.asahi.com/articles/ASQ5D67BMQ55PTIL007.html?iref=comtop_7_03

新聞記事 「台湾海峡『国際水域』論争とは？EEZの軍事的活動にらむ米中の意図」、『朝日新聞デジタル』、2022年6月22日（中国総局高田正幸記者によるインタビュー）、2022年6月。<https://www.asahi.com/articles/ASQ6P7RSYQ6NUHBI01J.html>

三 輪 信 哉

- 講 演 千里リサイクルプラザ20周年記念講演、「千里リサイクルプラザ、これまでの30年、これからの未来に向けて」、2022年6月26日、千里リサイクルプラザ。
- 講 演 たかつき環境市民会議－20周年記念講演会、「持続可能な社会に向けて、私たちが今何ができるか」、2022年12月10日、高槻市役所総合センター。
- 評論・単著 「チルドレンズ・ミュージアム」、しみんけんきゅうニュース311号、千里リサイクルプラザ市民研究所、2022年9月、6頁。

山 口 悟

- 公開講座 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第12回）「海洋からみた第一次世界大戦とイギリス」、2022年2月19日、大阪学院大学。
- 公開講座 生涯学習講座「オーストラリア・ニュージーランドと第二次世界大戦」、大阪学院大学エクステンションセンター、2022年7月、大阪学院大学。
- 公開講座 「日英講座Ⅰ－Ⅳ」、2021年12月・2022年2月、および、「海洋から見る近世以降の世界：欧米日を例にとりて」、2021年12月・2022年4月、阪神シニアカレッジ（兵庫県生きがい創造協会）、兵庫県阪神シニアカレッジ。
- 公開講座 「学び直し世界史」、2021年10月～2022年3月、5月～7月、9月、および、「歴史の視角：世界史のなかの感染症～ペストや天然痘などの歴史的影響について～」[ラスタ教養大学一般教養コース]、2022年8月、伊丹市立生涯学習センター（ラスタホール）[公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団]、伊丹市立生涯学習センター（ラスタホール）。

大阪学院大学国際学学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学国際学学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、国際学すなわち政治、経済および文化の国際的視野における研究を通じて、日本の進展と世界との交流に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「大阪学院大学国際学論集」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で、本会の趣旨に賛同する者
 2. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の事業に参加し、本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選を妨げない。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 庶務委員 2名
 4. 編集委員 2名
- 第8条 会長、副会長ならびに委員は会員の選出とし、総長がこれを委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。
- 第11条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。
- 第12条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第13条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。本連合に関する規程は別に定める。
- 第14条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認を得るものとする。

附 則

1. この会則は、平成2年10月1日から施行する。
2. この会則は、平成5年4月1日に改正し、施行する。
3. この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
4. この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
5. この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。
6. この会則は、2021年4月1日に改正し、施行する。

以上

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION OF OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

- Article I. The name of this association shall be the International Studies Association of Osaka Gakuin University, hereinafter referred to as ISA.
- Article II. The office of ISA shall be located in the library of Osaka Gakuin University.
- Article III. The purpose of ISA is to contribute to the development of Japan and its relations with the world, through research in international studies, that is, research in politics, economics, and culture from an international perspective, in accordance with the founding principles of this university.
- Article IV. ISA shall conduct the following activities:
1. Publish a journal, *International Studies: the Journal of the International Studies Association of Osaka Gakuin University*.
 2. Hold study meetings, lectures and forums.
 3. Other activities necessary to fulfill the objectives of the organization.
- Article V. Membership in ISA is open to:
1. Full-time faculty members of Osaka Gakuin University and Osaka Gakuin University Junior College who support the objectives of ISA.
 2. Any other person who supports the objectives of ISA and is approved by the Executive Committee.
- Article VI. Members are eligible to participate in ISA activities and receive the journal and other ISA publications.
- Article VII. The officers of ISA shall be a President, a Vice President, two executive secretaries, and two editorial staff. The term of office shall be two years, and reelection to office shall be permitted.
- Article VIII. The officers shall be elected by and from the membership of ISA, and commissioned by the Chancellor of the university.
- Article IX. The President shall represent ISA and supervise its affairs. The Vice President shall assist the President. The officers shall form an Executive Committee to administer the association and plan its activities.
- Article X. The President shall summon and preside over meetings of the Executive Committee.
- Article XI. The general assembly of ISA shall be held once every academic year. The President may also call special meetings when necessary.
- Article XII. The expenses of ISA shall be met by grants from Osaka Gakuin University, donations, and other income.
- Article XIII. Liaison with other academic societies shall be maintained through the *Federation of Academic Societies of Osaka Gakuin University (Osaka Gakuin Daigaku Gakkai Rengō)*.
- Article XIV. The fiscal year shall begin on April 1 of each year, and end on March 31 of the following year.
- Article XV. This constitution may be amended by motion at a general assembly, to be approved by the Chancellor.

大阪学院大学国際学論集投稿規程

1. 投稿論文（翻訳を含む）は国際学に関するもので未発表のものであること。
2. 投稿資格者は、原則として本学国際学学会の会員に限る。ただし、次の場合は会員でない者も役員会の議を経て掲載することがある。
 - (1) 本会会員と共同執筆の者
 - (2) 本会会員の推薦がある者
 - (3) 本学大学院博士課程の院生で、指導教員の推薦がある者
3. 原稿用紙は本学の200字詰用紙を原則として横書きにし、枚数は原則として80枚を限度とする。また、ワードプロセッサ等による原稿の取扱も字数においてこれに準ずる。
 欧文の場合は原則としてタイプ用紙に30行で30枚とする。
4. 原稿は、
 - ア. 論説
 - イ. 研究ノート
 - ウ. 資料
 - エ. 書評
 に区分して投稿し、いずれにも必ずレジюме（英語、独語、仏語のどれかに依るもの）を付けることとする。但し、外国語で書かれた論説・研究ノートの場合は、日本語のレジюмеも可とする。
5. 論説および研究ノートについて査読を行い、掲載の可否については編集委員会が決定する。なお、出版時には原稿受理および掲載決定の日付を明記する。
6. 発行は原則として、前期と後期の2回とし、6月、12月とする。年間ページ数は450ページ以内とする。
7. 抜刷は40部を無料進呈し、それを超えて希望する場合は編集委員会で超過分の額を決める。
8. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。
 なお、出版権、頒布権については大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
9. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

大阪学院大学国際学論集執筆要領

1. 原稿は最終稿とし、校正の段階でページ替えとなる加筆や削除をしない。
2. 邦文原稿の挿入欧文は、ワードプロセッサ等に依るか、明瞭な活字体で書くかする。
3. できるだけ現代かなづかいと常用漢字を用いる。
4. 印刷字体やその他印刷上のスタイルについては、編集委員に一任する。
5. 脚注はまとめて本文の末尾に置く。
インデックス番号は上つきとして片括弧〔例・・・4〕を用い、通しナンバーとする。
6. 図や表の必要の場合は別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中の挿入箇所を指示する。説明文は別紙にまとめる。
7. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼りつけて、希望の縮尺を記入すること。
8. 執筆者校正は2校までとし、何校目かを朱筆する。2校以前で校了してもよく、その場合は責了と朱筆する。
9. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。
ア. 校正の際、内容に大きな変更を来たさないものの、やむをえず組み換えがなされたとき
イ. 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわったとき
10. 原稿の提出期限は原則として3月末と9月末とする。
11. 原稿の提出先は編集委員宛とする。
12. 原稿提出票を必ず添付する。原稿用紙と提出票は図書館事務室に申し出て受け取る。

以上

2022年度 大阪学院大学国際学学会会員 (2022年12月31日現在)

石川武敏	伊田行秀	井上 専
黒田泰司	小林 泉	N.M. シャクルトン
近松明彦	永田雄次郎	根 無 新太郎
真山 全	三輪 信哉	

(50音順)

大阪学院大学国際学学会役員

会 長	根 無 喜 一	編集委員	尾 崎 庸 介
副 会 長	広 野 好 彦		山 口 悟
庶務委員	中 則 夫		
	松 本 芳 明		

執筆者紹介 (掲載順)

三輪 信哉	(国際学部教授)
広野 好彦	(国際学部教授)

国 際 学 論 集

第33巻第1・2号

2022年12月31日 発行

発行兼編集者

大阪学院大学国際学学会

代表 根無 喜一

〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号 phone 06-6381-8434(代)

印 刷

大枝印刷株式会社

〒564-0031 大阪府吹田市元町28番7号 phone 06-6381-3395

INTERNATIONAL STUDIES

VOL. 33, NO.1, 2

DECEMBER 2022

Contents

Articles

- A Study on Domestic Trends and the Future of the SDGs
..... MIWA NOBUYA — 1
- Diaries of Grand Duke Mikhail Alexandrovich (1916-1918)
..... HIRONO YOSHIHIKO — 31

Publications and News of the Members 55

**THE INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION
OF
OSAKA GAKUIN UNIVERSITY**